

小値賀町議会第4回定例会は、平成28年12月13日、午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	尾	崎	三
総	務	中	川	也
住	民	西	村	之
福	祉	植	村	彦
産	業	木	下	子
振	興	中	村	幸
課	政			
策	監			
農	業			
委	員			
会	事			
務	局			
長				
建	設	蛭	子	晴
課	長	近	藤	市
診	療	前	田	進
所	事			也
務	務			
長	次			
教	長			
育				
次				
長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合
記									

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

小値賀町議会第4回定例会

平成28年12月13日（火曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（末永一朗議員 ・ 土川重佳議員）
- 第 2 会 期 決 定
- 第 3 議 員 派 遣 報 告
- 第 4 行 政 報 告
- 第 5 一 般 質 問
- 第 6 議案第70号 職員の再任用に関する条例案
- 第 7 議案第71号 小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第72号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第73号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

## 午前 10 時 00 分開会

**議長（立石隆教）** おはようございます。

ただいまから平成 28 年小値賀町議会第 4 回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承願います。

なお、本日、長崎新聞のほうから記者が来られていますが、写真撮影の申し込みがあります。これを許します。

### 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 3 番・末永一朗議員、4 番・土川重佳議員を指名します。

### 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 4 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 16 日までの 4 日間に決定しました。

### 日程第 3、議員派遣報告を行います。

議員派遣報告の前に、議会の受賞についての報告をさせていただきます。

11 月 11 日に東京で開催された第 11 回マニフェスト大賞で、小値賀町議会が実施している模擬公聴会が、成果賞部門で優秀賞を受賞しました。この賞は、優秀な地方自治や改革に取り組む議会に対して贈られるもので、本町議会は平成 26 年からの 3 年連続の受賞であり、これをひとえに町民の皆様及び議員各位の努力の賜物であり、大変光栄に思っているところです。

それでは、前回の定例会後の議員派遣を報告します。

11 月 2 日、第 66 回長崎県地域婦人団体研究大会に、地元大会ということで、私とともに宮崎副議長を派遣しました。小値賀町婦人会の皆さんも大会主催者としてスタッフとして頑張っておられ、タイムリーな分科会など、有意義な研究大会でした。

11 月 6 日に、諫早市で行われた長崎新幹線建設推進に関する講演会に、県内各議会からの出席を求められていましたので、宮崎副議長と土川重佳議会運営

委員長を議員派遣しました。新幹線の駅付近の町はほとんどが活性化しており、新幹線の地域経済に寄与する部分がいかに大きいかを力説する内容だったそうです。

11月10日、県北地域和牛共進会に、私の代理として宮崎副議長を議員派遣しました。全国和牛共進会も近づきましたので、関係者の気合も入っていたとのことでございます。

以上で、議員派遣報告を終わります。

#### 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年小値賀町議会第4回定例会12月議会を開催いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝でご出席をいただき、誠にありがとうございました。

行政報告につきましては、詳細はお手元に事前にお配りしておりますが、第3回定例会9月議会以降、12月議会までの町政の重要事項について、ご報告させていただきますとともに、併せて当面する諸問題について所信を申し述べたいと存じます。

国では、年末の29年度予算編成について、概算要求も最終段階に入っており、小値賀町にも関わる国の政策も数多く出されており、わたしたちも大きな関心を持ち、各省庁や国会議員への要望活動を進めています。現在、役場の担当課においては、新年度予算編成の準備を精力的に行い、各種団体の会合等を通じて、町民の皆様のご意見やご要望をお伺いしている最中でございます。議会におかれましても、新年度から議会基本条例により、新たなスタートを切ることになりますが、執行部としても、基本条例で定められた事項につきましては、誠意をもってお応えをすべく、例えば、新年度の予算編成方針等についても、議会へお知らせする予定にしていますので、ご提案等があれば早めのご提示をお願いしたいと思います。

次に、町立診療所の建設でございますが、先日、町内でアンケートを取りまして、その結果については既に回覧していますが、多数の町民の方が便利が良い現在地付近の建設が良い、規模としては現在程度という意見が多かったようでございます。その結果も受けまして、現在の埋め立地については、河川の東側の土地につきましても、所有者の方から既に寄贈をいただいておりますので、敷地面積としては、1万平方メートル、約3,000坪の広さがありますので、診療所用地としては充分でございますので、候補地の一つと考えております。しかし、河

川があり、建設位置に制約が出てくるおそれもありますので、河川をもう少し東側に移動させることが可能かどうか等、技術的な問題を検討するため、執行部内に「診療所建設検討委員会」を立ち上げたいと考えています。施設の内容については、診療所内に既に運営協議会があり、検討を続けている経過もありますので、施設の配置や大きさ等について、今後、検討のスピードを上げていくようお願いしたいと考えていますので、議会におかれましても研究・検討をよろしくお願いいたします。

次に、野崎地区の再利用計画ですが、計画に基づき、7月から「はまゆう」の新船を既に導入していますが、運航ダイヤについては、ちょうどお昼時に大島分校へ給食を届けるために、必要とされる昼時の野崎への就航ができない状況にありまして、30年の世界遺産登録までには増便を図る必要があると考え、現在、ある船会社と交渉を始めたところでございます。野崎港には、待合所と観光案内所を兼ねるビジターセンター建設工事に着手し、神官屋敷の改修工事と合わせ、3月末までには完成する予定となっております。道路の改良についても、現在のところ予算があまり付いていませんので、県や国への要望活動を強めて、30年中には完成させたいと考えているところでございます。

先月には、創立100周年を迎えました野母商船の村木社長さんが、わざわざ来町されて、多額の寄付をしていただきました。せっかくのご厚意ですので、かねてからの懸案でありましたターミナルの仮眠室の改修を新年度で計画したいと思い、その費用に充てたいと考えております。

また、先日、総合教育会議を開催し、本町の教育、学術及び文化の振興に関する、総合的な施策の大綱である「小値賀町教育大綱」について、教育委員さんの意見を伺ったところで、もう少し内容の調整が必要ですが、近日中に皆様にお示ししたいと考えております。

それでは、これから各課別に行政報告をいたします。

総務課関係では、今年も9月に県立大学の島に学ぶ「しまなびプログラム」の学生が本町をフィールドに地域課題を題材に学習をしております。報告会では、アイデア程度ではありますが、よそからの目線や面白いヒントなど、今後参考になるようなものもありました。また、秋は時期的に視察等も多く、先日は北村代議士にも、時局講演会の後、野崎、六島、納島を視察していただきましたが、国土交通省の田村観光庁長官のほか、松尾県北振興局長、また屋久町議会や地域活性化センター、日本で最も美しい村の担当者も来島をしております。国境離島新法については、平成29年度の実施に向けた制度の細かい設計のために、その現地調査に内閣官房海洋政策本部の佐藤参事官が来島しておりますが、まだいろいろと調整が続いており、具体的な方針が間もなく出されるものと思っています。消防関係では、10月に現地訓練を、11月に空港で火災救

難訓練を行っております。現地訓練においては、佐世保西消防署小値賀出張所に協力をいただき、特に去年導入しました防災無線を活用した中継訓練を実施しております。

次に、住民課関係では、6月に実施した特定健診につづき、第2回目の特定健診を10月に実施しましたが、昨年より6名少ない43名が受診しています。インフルエンザの予防接種も10月から実施していますが、現在の接種者は27年度に比べ22名減の1,450名となっています。まだ、希望者がおられるため、12月中にもう1回実施する予定になっております。現時点では町内での大流行はしていませんが、全国的には昨年に比べ、1ヶ月程度早まるという情報なので、最新の注意を払いたいと思っております。

次に、福祉事務所関係では、障害・遺族年金受給者向け臨時福祉給付金と、市町村民税非課税世帯の低所得者向け臨時福祉給付金の申請受付を10月から開始しており、審査決定後、随時支給をしておるところでございます。また、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合に、一般的な避難所での生活に支障が想定される高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する方が避難する、いわゆる、福祉避難所の設置運営に関する協定を社会福祉協議会と値賀の里の2事業所と締結しております。また、11月11日には、無宗教献花方式による戦没者慰霊祭をはじめ実施しまして、遺族・来賓者等合わせて約110名の方が参列しており、来年も11月11日に実施する予定にしています。また、今年は3年に1回の民生委員・児童委員の一斉改選の年となり、任期は3年間です。12月1日から16名の新しい委員さんが活動をしており、その委嘱状の伝達式を12月6日に開催しております。次に、地域包括支援センターでは、生活支援体制整備（地域こまらん隊）事業と、認知症サポーター養成講座を継続して実施しており、公益財団法人「さわやか福祉財団」堀田会長を講師にお招きしまして、「地域支え合いづくりフォーラム in 小値賀」を開催し、約150名の方にご参加いただいております。平成29年4月からの生活支援・介護予防の体制整備に向けて、住民の意識向上を図ることができたと思っております。

次に、産業振興課関係では、農林関係についてですが、牛市については今年の2月市から平均が75万円を超えるなど高値での取引が続いており、今月5日の市では雌牛の平均が76万円、去勢が93万円、平均でも85万円と、過去最高の高値を更新しております。有害鳥獣対策につきましては、12月5日現在で、イノシシの捕獲頭数が野崎島を含めて98頭と、27年度1年間の捕獲頭数を大きく上回っており、今後も増加が見込まれますが、これは生息数の増加もあるかと思いますが、捕獲者の人数が昨年度に比べ3名増加しており、県のイノシシ対策A級インストラクターに認定された見廻隊員による捕獲指導等により、効果を発揮していることが考えられます。また、農作物の被害金額は、10月末

時点の調査で 114 万円と、27 年度の同時期比で 39 万 8,000 円、約 25%減少しており、被害対策がある程度進んだ結果ではないかと考えています。松くい虫につきましても、今年度は町の東側に集中して被害木が多く見られております。現在も伐倒駆除作業中ですが、現在も被害木は増加しており、県に予算の増額を要望しております。今後も状況を把握しながら適切な松の保全対策に取り組んでまいります。ただいま申し上げました関係事業で、繁殖雌牛導入推進事業、イノシシ捕獲報奨金、保全松林緊急保護整備作業委託料については、早急に対応する必要があるため、今議会の補正予算案にそれぞれ増額計上してまいります。

農業後継者対策事業については、今年度か、従来の担い手公社の研修事業の拡充として、地域おこし協力隊事業を活用した 1 年を追加し、3 年の研修期間としておりますが、11 月からご夫婦での研修生 1 組が農業研修を開始しております。

次に水産関係ですが、種苗センターでは、例年どおりアワビの採卵を行っており、クロアワビの受精卵を収容しているところでございます。また、藻場再生対策として、町外のボランティア 8 名と町内の方 3 名による植食性動物の駆除を稗崎地先、約 1 万 2,000 平方メートルの範囲で実施しております。漁模様でございますけれども、イサキの本所水揚げが 4 月から 10 月末時点で約 110 トンと、前年と同量の結果となっておりますが、11 月に入ってから約 7.7 トンが水揚げされております。それからアラも、10 月末時点で約 5.4 トンの水揚げで、前年比では 68%の増加となっております。去年に引続き好漁でございます。また、10 月から漁協自営の定置も開始されておりますが、11 月にはヒレナガマグロが 2 日間で約 8.6 トン水揚げされ、11 月末時点では前年比 123%増となっております。これから年末にかけて、更に順調に推移することを期待しております。

観光関係では、10 月に修学旅行で 3 校の来島がありました。大阪府の上宮太子中学校 48 名、京都・橘中学校 54 名、広島・城北中学校 219 名が民泊や野崎島自然学塾村に宿泊し、島の暮らしや自然に親しんでおります。また、おぢかアイランドツーリズム協会が 10 月から販売を開始している「五島列島キリシタン物語～小値賀島・野崎島編」は、11 月に初めてのツアー実施となっております。また、販売期間を今年度から平成 30 年度末まで延長している、しま共通地域通貨（通称「しまとく通貨」）事業については、高齢者の方には少々使い辛い面もありますが、観光客が減少する閑散期対策として、11 月から個人向けの販売を開始しており、従来の紙による方法から購入者が所有するスマートフォンや携帯電話での購入や支払いを行う、電子マネー化をしております。11 月 20 日に、総合体育館駐車場におきまして、第 32 回ふるさと産業まつり & ふれあい広場が開催されましたが、出店団体による物産販売やステージでのイベントに町民多数の来場がありました。また、今年度も小値賀中学校及び北松西高校の生



徒さんや先生方にサブスタッフとして運営にご協力いただいております。ご協力ありがとうございました。

次に、建設課関係でございます。報告書記載のとおり、9月定例会以降、工事5件、委託業務2件の発注を行っております。また、10月28日に実施したゴミ焼却場のダイオキシン検査において、11月22日、国が定めた基準値を超過していることが判明いたしましたので、同日ゴミの焼却を停止しております。このことについては、県のホームページで記者発表があり、翌23日にはテレビと新聞による報道が行われ、町民の皆様へご心配をおかけいたしました。原因を究明し、対策を取りましたので、先日12月8日から、保管していたゴミの焼却を開始しております。今後は、このようなことが無いよう、これまで以上に施設の維持管理に努めてまいります。

次に、教育委員会関係では、学校基本法・学校教育法の改正により、小中一貫教育制度の在り方が示されるなか、本町の小中高一貫教育特例校の指定が平成30年度までとなっているため、平成31年度からの小中一貫教育の方向性についての検討がなされています。また、現在、休校状態である小値賀小中学校六島分校の今後の在り方についても併せて検討しており、今後、教育委員会で手続きを進めてまいります。学校関係では、例年実施しています「公開研究授業ウィークス」を実施し、多くの保護者・一般町民の方々に学校に足を運んでいただいております。11月には、大島分校及び中学校で学習発表会、北松西高校で文化祭が開催され、生徒たちが熱心に発表する姿に感動を覚えました。

社会教育関係では、9月25日に第50回町民体育レクリエーション大会と、第50回の記念事業としまして「特別巡回ラジオ体操・みんなの体操」を開催しました。早朝より約800名の町民の皆様に参加していただき、楽しいひとときを過ごしていただくことができました。11月には、少年の主張発表大会、町民文化祭を開催し、多くの町民の方々にご来場いただきました。

次に、世界文化遺産登録推進関係ですが、世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に名称が変更されまして、それに伴いまして小値賀町の資産名称も、前の「野崎の野首・舟森集落跡」から「野崎島の集落跡」へ変更されたことに伴い、今後の小値賀町の世界遺産登録に向けた周知、啓発活動の一環として、町民の皆様に、野崎島のキャッチフレーズを募集し、投票していただきました。その結果、「神宿る嶋 野崎島」に決定しましたので、今後は、このキャッチフレーズを活用しながら、町内外への周知、啓発活動を行ってまいります。

診療所関係ですけれども、先に述べましたが、9月上旬に診療所の整備等に関するアンケートを実施し、その結果につきましては、10月末に町民の皆さまにお知らせをしたところでございます。診療所の整備につきましては、今後、診療

所内において、施設の規模や医療機器等の整備の有無などについて検討を進めていくようにしております。

議案関係につきましては、一般会計補正予算のほか、特別会計補正予算 5 議案及び 12 議案の審議案件をご提案しておりますので、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、提案の理由につきましては、その都度ご説明いたしますが、詳細については、担当から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、行政報告を終わります。

**議長（立石隆教）** これで行政報告を終わります。

## 日程第 5、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。 2 番・松屋治郎議員

**2 番（松屋治郎）** おはようございます。

今日は、小値賀町の人口対策と地方創生について、町長に伺います。

2015 年の国勢調査の結果、小値賀町は人口減少・少子高齢化が一段と進んでおります。

町長は、平成 27 年度の決算における主要施策の報告で、人口減少と高齢化が特に著しい本町においては、現状を十分分析し、後継者対策や雇用の確保を最優先課題に取り組んで行く必要があると述べております。また、国及び地方において、官民が総力を挙げて地方創生に本格的に取り組んでいること、野崎島の世界遺産登録が最終段階にあること、離島振興に関し「国境離島新法」が制定され、29 年度から施行されること等をあげ、小値賀町の地域振興にとって大きな追い風になります。これを有効活用して思い切った施策に取り組んでいくと述べております。

そこで、まず人口問題ですが、国勢調査の結果、2000 年と 2015 年の 15 年間の推移を見てみますと、総人口は、2000 年 3,765 人、2015 年 2,560 人、1,205 人減少し 15 年前の 68%であります。高齢者人口は、65 歳以上、2000 年 1,323 人、2015 年 1,169 人、154 人減少し 15 年前の 88.4%です。生産年齢人口 15 歳以上 64 歳、2000 年 1,909 人、2015 年 1,162 名、747 人減少し 15 年前の 60.9%です。また、子どもの人口、15 歳未満ですが、2000 年 533 人、2015 年 229 人、304 人減少し、15 年前の 43%であります。このようなことで 2015 年度の小値賀町の総人口比率は、高齢者 45.7%、生産年齢人口 45.4%、子ども 8.9%であり、高齢者比率は長崎県でもっとも高く、生産年齢、子ども年齢比率は長崎県下で一番低い結果となっております。国勢調査から、本町の人口に対する問題点は、総人口の減少、なかでも総人口に占める生産年齢人口が、2000 年 50.7%から

2015年45.7%に、また子どもの人口比率が2000年14.2%から2015年8.9%にと大幅にそれぞれの比率を下げていることであります。地域を支える中心的存在である生産年齢人口の減少、また将来を支えるべき子どもの人口がこのまま減り続けると、地域そのものの衰退、消滅に繋がります。このような状況で、最近では農・漁業の後継者をはじめ、漁協、消防団、役場等、いろんなところで若い人材を中心に人手不足が目立つようになっております。対策が急がれます。

一方で、活用しきれていない人材もいるように思います。定年退職者や高齢者です。この定年退職者や高齢者の豊富な経験、能力を町の振興、活性化に一役買ってもらえる施策も必要かと思えます。若者が自信と安心を持てる働く場、雇用環境の整備について、若者が自信と安心を持って働くためには、まず、興味が持て、楽しく長続きする働く場づくりが大切だと思います。本町は現在、第3の基幹産業として観光産業への取り組みを強化しており、その関連事業である体験型民泊等への支援や、スキューバダイビングを含む海洋レジャー、キャンプ、合宿等の企業化のための環境整備や、それを起業するものへの支援策が必要ではないかと思っております。雇用の環境整備については、賃金、所得の底上げが必要だと思っております。そのためには、最低賃金を良しとせず、仕事内容、時間、成果等に見合った所得の得られる環境づくりが必要であります。一次産品の高付加価値付けや交流人口拡大による地産地消、地元で消費するのと地元で販売するという意味の地産地消であります、の、拡大策が効果的ではないかと思っております。最低賃金、所得を近隣の五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市並みの300万ぐらいにできたらと思っております。仕事、雇用の環境の整備を図ることにより、若い人材、生産年齢人口を増やすことが子どもの増加にもつながり、本町の地方創生、活性化につながる施策であると思えます。

子育て支援策について。子育て支援については、値小だより10月11日発行15号で、「子どもは島の宝。島の子は島で育てる」という町の考えや、それに対する支援内容の紹介があり、子育て支援策に関しては、ほかの市や町にもないようなものもあり、子育て支援策については、県下屈指であり、県下一かもというような内容でありました。町の子育てへの取り組みが充実していることを改めて感じた次第であります。一方、国の子育て世代への支援策について、長崎新聞の9月25日号のながさき時評の記事で、長崎短期大学長の安部恵美子氏によると、国の子育て支援に関しては、日本はOECD（経済協力開発機構）先進34カ国加盟国中の平均の半分にしか過ぎないと指摘しております。日本の子育て現役世代向け社会保障の乏しさを指摘し、日本の社会の将来の発展と継続のためには、現役世代向けの社会保障の充実に力を入れるべきだとも指摘しております。また、子育て支援策については、一般的に言われていることは、

一義的には子育て中の住民を支援することと、それを目的としておりますが、出生率の回復や子育て世代の流出抑制等に直接的な人口増につながり、また雇用創出や産業振興等による間接的な人口増加策にもなると言われております。本町においても、今後は、島の宝を生んだ親の世代である現役世代へ向けた支援策の充実が必要かと思っております。

定年退職者や高齢者の活用策について。体力だけでなく個々の能力に応じた仕事やボランティア等の就業、社会進出を促す施策として、例えば小値賀町は現在、高齢者の1人2人暮らしが増えており、不自由な生活をしていることから、便利屋さんの存在のシルバー人材センターの開設・運営や、そろばん、書道、パソコン等の塾、伝統文化、技術の継承等の取り組みへの支援と、合わせて高齢者の生きがい、健康づくりを図る施策が必要ではないかと思っております。国や県も高齢者の就業、社会進出のための支援を強化しようとしております。その背景には、負担の世代間公平を図るためとする国の年金、医療、介護制度の見直しによる年金の減額、医療介護費の負担増等があるようであります。

そこで、同様の次の3点について、町長に伺います。

1点目、若者が自信と安心を持てる働く場、雇用環境の整備について。

2点目、子育て支援策について。

3点目、退職者や高齢者の活用策について、です。

再質問があれば、質問者席にて行います。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 松屋議員の小値賀町の人口対策と地方創生に関する質問にお答えいたします。

日本の国全体が少子高齢化社会に突入しております。国立社会保障・人口問題研究所の資料によりますれば、今から10年後の2025年以降、今まで人口減少とは無縁であった首都圏も含めて、日本のすべての都道府県で人口減少時代が到来すると言われております。離島、半島などの過疎地域では、以前から人口減少は問題となっており、地方都市も含めて存続が危ぶまれる中で、国は平成26年度に、まち・ひと・しごと創生法を制定し、現在、積極的な予算編成をしています。この創生法の中では、市町村は、区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画、いわゆる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立てて、目標を明確にし、検証をしながら施策に取り組むことと謳われており、本町においても総合戦略を27年度に策定し、公表しておくことは、議員もご承知のことと思えます。本町の現状につきましても、私も松屋議員と同じような認識を持っておりまして、後継者対策と人口減少対策を、最重要課題として、積極的な予算編成をしているつもりではございますけども、

小値賀町においては、従来から第 1 次産業、農業と水産業の自営業が就業の柱でありました。その後、時代が移り、離島振興事業としての公共工事等の仕事  
が旺盛な時期は、新たに建設業が雇用の下支えとなってまいりましたが、十数  
年前から、公共事業自体が大きく減少して、現在、農業の後継者がいづらか見  
られるものの、水産業においては後継者がほとんどいない状況でありまして、  
このことに関しては大変頭を痛めています。

若者が自信と安心を持てる働く場の創設については、水産業・農業の分野に  
おいては、自然が相手ということもあり、難しい面がありまして、新規就業が  
難しいと言われますが、よその町にない思い切った輸送コストや燃油等に対す  
る補助制度も実施し、また漁業環境の整備や、畜産振興対策など補助制度を最  
大限に利用しながら、小値賀町独自の取組も実施しているところがございます。  
しかし、ご案内のように、小値賀町でも担い手公社やアイランドツーリズム協  
会等に就労するケースが見られるように、最近の若者が自営業よりも雇成型を  
望む傾向も感じられ、一気に就労者が増える状況にはありません。そのため  
にも、これからの働く場の創設が必要でありまして、農業や水産業も含めて、雇  
用環境の創設、これに力を入れていく必要があると考えます。

具体的には、畜産業の大規模化に伴う雇用であったり、施設園芸における規  
模拡大による雇用であったり、農産物・水産物の 1 次、2 次加工の推進のための  
加工場での雇用の、とりあえず考えられます。ただし、外洋型の、しかも小さ  
な小値賀島の限られた生産環境という条件の下では、通年の安定した雇用や大  
規模な雇用というのは非常にハードルが高く、リスクも大きいと考えますので、  
いくつかの複合的な就業であります兼業という形をこれから考えていくべきで  
はないかと思えます。漁業専業を除けば、昔から農業は、出稼ぎや工事繁忙期  
の建設業従事など兼業でやってきた歴史がありますので、これからも農業をし  
ながら、他の業種、例えば観光分野との兼業、小値賀町が全国に先駆けてやっ  
た、体験型宿泊、民泊の経営なども視野に入れた新しいビジネスモデルの構築  
が重要だと考え、就業支援も実施しているところですが、中途半端なのか、や  
ってみようという方がまだ出てきておりません。所得のかさ上げには民間の事  
業主の努力がどうしても必要ですし、まだまだ我々としても、大きな支援が必  
要なのか、議会も含め、関係者のご意見を伺いたいと思っています。必要に応  
じまして、現行制度を前進させることはやぶさかではありませんので、実際に  
そういう提案があれば、新年度で予算化してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の子育て支援について、お答えをしたいと思います。

先ほども申しましたように、本町は少子高齢化が全国的に見ても極端に進ん  
でおり、地域の活力を維持する上で若者の定住が最優先課題ですので、それと  
連携して、魅力ある子ども・子育て環境の整備も、重要課題であると認識して

おります。そこで、28年度においても、第4次小値賀町総合計画に基づき、平成27年3月に策定しました、小値賀町子ども・子育て支援事業計画に沿って、各種事業を実施しております。「皆で支え合う笑顔の子育て、おちかつ子は島の宝」、これを基本理念とし、各家庭のニーズに対応した支援の実施、また子どもが健やかに成長できる環境の整備、地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進を基本方針として、安心出産支援補助金の支給、妊産婦等健康診査費の助成、出生祝金の増額、各種予防接種の実施、それから放課後子ども教室及び放課後児童クラブの開設、こども園の保護者負担の実質無料化、福祉医療費対象の中学生まで拡大等が主なものでございます。中には小値賀町独自のこども園の「保育料負担実質無料化」を実施しております。このことは、財政的には、小値賀町にとってはかなりの負担になりますが、何をさておいても、子どもを育てる環境の整備が人口減少対策の大きな施策であり、今一番必要な施策だと考えるからでございます。また教育の分野においても、小中高一貫教育の充実を図っており、その成果は確実に高い評価を受けるようになっておまして、今後はICTを活用した教育にも力を入れていくよう、新年度で計画しておるところでございます。特に本町の場合、地域全体で子どもを育成するという観点から、豊かな自然を生かした小値賀独自の子育てを実施するためにも、退職者や高齢者も含めて、町民の方々の人材を活かすことは、必要不可欠であると、そのように考えておりますので、今後も、子ども・子育て会議等で、住民の皆さんのご意見を伺いながら、総合的な観点から子育て支援の更なる充実を図ってまいります。

3点目の退職者や高齢者の活用策に関する質問についてであります。このあと、横山議員の一般質問にもお答えしたいと思っておりますが、小値賀町の高齢化の状況を見れば、当然ながら取り組むべき重要な課題だと考えます。しかし、生産年齢にある方々の全てを受け入れても、なお労働力が不足している状況であることから、高齢者の活用が、UIターンを含めて、若者定着に弊害を起ささないように十分に留意する必要もあると考えますし、実際に雇用するのは、民間の皆さんにお願いすることになりますので、我々行政はその下支えをやるというスタンスでございまして、雇用にあたっての支援策も用意されておりますので、個別に相談していただければと思っております。

松屋議員からいろいろと提案をいただきました。また、まず本人の働く意思や、仕事とのマッチング、働く条件など、高齢者のライフワークとの両立や、福祉関係で、先般も「さわやか福祉財団」の地域支え合いといったことも紹介しましたが、そういう活動とのバランスを図ることも、必要になってくるだろうと、そのように考えているところでございます。

答弁漏れがありましたら、また質問をしていただければと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

**議長（立石隆教）** 松屋議員

**2番（松屋治郎）** 町長の思い切った施策を実行するための財源を探してみたんですね。そしたら小値賀町振興基金 9 億 736 万 2,000 円があります。この基金は、「自分で考え、自らが行う地域事業を推進するためのものである」としています。長年頑張って積み上げてきたこの基金の活用は、国策による地方創生、人口問題に関しての大きな追い風が吹いている今が、有効活用する絶好のチャンスだと考えております。この基金等の活用により、本町の人口問題が好転し、地方創生が図られ、永遠に人が住む、活力ある町として存続できることを願い、本取り組みへの町長の考えと決意のほどを伺います。

**議長（立石隆教）** 町長

**町長（西 浩三）** 振興基金をもっと有効に使えというご提案だと思います。確かに振興基金、かなり積み上がっておりますが、それを使うに当たりましては、やっぱり皆さんの税金でございますので、町民皆様のご理解を得る必要がございます。ということで、先ほどから言っておりますように、民間がやることに応援をしたいと、町独自の雇用の場の創設はなかなか難しいので、民間の方をお願いしたいと思うんですけども、そういう案件が出てきたら、先ほどから言っておりますように、できるだけの支援を行っていきたいと考えておりますが、今のところ、雇用の創生に繋がるような話が民間から来ているという事実はございませんので、今、議員がおっしゃったようにですね、基金もあるわけですから、それを貯金して積んどくわけが、そういう考えは毛頭ございませんけども、現実にはそういう基金を使ってやろうという計画と申しますか、そういうのが上がってこないということで、その都度、相談をさせていただいて、有効利用を図っていききたいと、そのように考えております。

**議長（立石隆教）** 松屋議員

**2番（松屋治郎）** 町長の来年度の思い切った予算にですね、期待して、また町長の実行力に期待しまして、本質問を終わりたいと思います。

**議長（立石隆教）** 続いて1番。今田光弘議員

**1番（今田光弘）** 去る 11 月 23 日、先ほど町長の話にもありましたが、「小値賀町のゴミ焼却場から排出されたガスから基準の 7 倍近い濃度のダイオキシンが検出されたことから、県の指導により施設の稼働を停止した」というニュースが県内のテレビや新聞で報道され、それを聞いてびっくりしました。ショックを受けました。当然、報道後の早い時期に、町から何らかの説明があるかと思っておりましたが、一向になく、ようやく先週 12 月 5 日の週になって、回覧板が回ってきました。現在、皆様のお手元に資料としてお渡ししてございます。どうしてすぐに公表、説明しなかったのでしょうか。ゴミの収集は、平常ど

おり行われたようなので、全て結果が出てからの事後報告でかまわないと判断したのでしょうか。あるいは、焼却を中断しているから、その時点でもうダイオキシンは発生しないので、心配しなくてもいいと思ったのでしょうか。しかしこの間、焼却場の近くに住む人だけでなく、多くの町民が本当に大きな不安感を抱え、今か今かと町からの説明を待ちわびていました。そういうことに町の職員は気づかなかったのでしょうか。例えば一般企業で不幸にして何か不都合なことが起きた場合、それが当然公表すべきレベルのことを公表しないで隠すこと、公表したとしても対応が遅いこと、正しい内容を伝えないこと、そんなことをしたら、世間から、一般消費者から信頼されなくなります。大きな痛手になってしまうようなことが、テレビの報道で散々目にされていると思いますが、町はそういった危機感を持っていないのでしょうか。もちろん、ゴミの収集に影響がないよう、最終処分場に大きな穴を掘って、ゴミの借り置き場を作る等の対応が早かったことについては、大いに評価されるべきことだと思います。が、それ以上に、基準を大きく上回るダイオキシンが発生していた、そのこと自体が問題なのであって、だからこそテレビや新聞が報道しているのに、どうも肝心の役場のダイオキシンに対する認識が少し甘いのではないかと。一般市民感情と大きくずれているのではないかと危惧し、憤りを感じています。目に見えないもの、目に見えないことについては、僕らは町長を信頼し、役場のやることを信じて毎日生活をしています。今現在も、今日みえています、子どもたちの未来のためにも、役場の社会的責任というのは大きいものです。古い焼却場、小値賀の場合は建築されて23年経つようですが、新しい焼却場に比べて、実はダイオキシンの許容範囲が2倍緩やかで、数字だけで言いますと、新しい焼却場は5まではいいですよ、古い焼却場については、やむを得ず10までは許しますよ、と、そういうレベルなんです、それが今回の数字は68。とんでもない数字です。大気中のダイオキシンは雨に含まれて地上や海に下りてきます。農作物や魚に、ごく微量ですがたまります。実際にこれを食べる僕たち自身に、食物連鎖としての間接的な被害はないと思われていますが、今日傍聴に来られているような子どもたち、あるいは次の世代、またその次の世代へとどんどん体内に蓄積され、いわゆる、生物濃縮が起こり、いつの日か、いつの世代か、被害がいろいろな形で現れてしまうという恐ろしいものなのです。排気ガス、大気汚染だけでなく、その辺の土壤汚染、あるいは水質汚濁等も本当に大丈夫なのかと心配になります。町では、移住者やUターン者を増やそうといろいろ苦労、努力されているようですが、先ほど、町長の話でもありましたが、いくら「住むところがありますよ、仕事がありますよ、子育て支援は手厚いですよ」というアピールがあっても、一度このようなダイオキシンが大量に漏れた事実があり、しかも町民に対する説明はかなり時間が経ってからとな



ると、せっかくコツコツ積み上げてきたこの小値賀の良さというものが、本当にゼロになってしまう。あるいはむしろマイナスイメージになってしまう。特に都市に住む人々にとって、このような、いわゆる、環境問題というのは、極めて敏感、デリケートな問題、部分であります。お手元にお配りしました、ようやく先週回ってきた回覧には、実は県の立ち入り検査、先ほど町長が「10月28日だった」と確かおっしゃってたようですが、そのこと、ダイオキシンだけでなく実は煤塵の測定値も基準の2.5倍くらいあったこと、そしてそれを受けて11月1日には焼却場の稼働は一旦、停止していたこと等、11月22日以前のことについては、回覧に何の説明も書かれていませんでした。実は僕自身、偶然、別件で西目の処分場に11月9日に行ったんですが、ゴミ収集車が収集したゴミを穴に捨てているのを見て、「何をしているんだろう」と、本当に頭の中がクエスチョンマークでいっぱいになったことがあります。今日、傍聴に来られている方々も、こういう事実、経緯、ほとんどご存知ないかと思います。もちろん、人間がやることに完璧はなく、エラーもミスも可能性としてはあります。起きてしまったことを今更ああだこうだ言っても始まりませんが、今回の町の姿勢と対応をきちんと検証することで、再発の防止に繋がると思い、次の5つの点について、町長に質問いたします。

まず1つ目です。改めてですが、10月28日の県の立ち入り検査以降の一連の経緯を、回覧には載せていない部分を含め、日時を追って詳しくゆっくりと説明していただきたいと思います。

次に原因ですが、回覧には「排気ガスをフィルターに導く設備に不具合があり、それを修繕した」と書かれていましたが、どのような不具合で、どのような修繕を行ったのか。そして、そもそもどうしてそのような不具合が起こったのか、その根本的な原因と、今後二度とこのような法律違反を起こさないために、どのような対応策を考えているのか伺います。これが2つ目です。

3つ目の質問です。町民への説明、公表をすぐにはせず、何回も言いますが、12月5日の週になってようやく回覧の形で町民に知らせたのはなぜか。なぜ遅いのか、その理由をお聞かせください。

4つ目です。ゴミ焼却場の長寿命化を図るため、今年度4,000万円の予算を計上している焼却場の大規模改修工事ですが、この工事が終わりましたら、あと何年程度施設が稼働できると考えているか、お知らせください。

最後の質問ですが、このゴミの焼却場の寿命が来た時、その後の処理はどのようにしていくのか。その考え方ですが、新たに焼却場を建設するのか。あるいは新上五島町等の島外のゴミ処理施設に搬出するのか。あるいは全く考え方を換え、鹿児島県の志布志市というのがあるんですが、このようにゴミ焼却施設を持たず、細かい分別収集をして再利用、再資源化を進め、埋立てはごく

一部のものだけとする。あるいは、ゼロウェイスト宣言で有名な徳島県の上勝町ですが、焼却・埋立ては一切なくそうという自治体もあります。小値賀町としてはどのように考えているのかを伺いたと思います。

以上、5つの質問を町長にいたします。

再質問がありましたら、質問者席から行います。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 00 分 —  
— 再 開 午 前 11 時 05 分 —

議長（立石隆教） 再開します。 町 長

町長（西 浩三） 今田議員の質問にお答えをいたします。

技術的なものは担当のほうから後でお答えをいたしますので。

今回の処理場の不具合につきましては、マスコミの報道もありまして、町民の皆さんに、まずもって、余計なご不安をおかけしたことをお詫びを申し上げたいと思います。西目にあります小値賀町ゴミ処理場は、平成4年に事業費4億5,600万円、1日の処理能力6トンで建設をされまして、まもなく25年になろうとしています。その間、平成12年には、今回の事故の発生源でありますバグフィルターを設置工事を1億8,000万円ほどかけて改修をしております。その後、平成20年には4,100万円で大規模な改修工事を実施しておりまして、そして今年度、先ほどご案内のように、約4,000万円で大規模改修を行うことで、その準備をしている最中にダイオキシンが基準を上回ることになりまして、結果的には一時的にしろ、焼却を停止する自体を招いてしまったのでございます。説明しましたように、これまで7~8年程度の頻度で、かなりの費用をかけ改修を繰り返しておりまして、建設した時が4億5,600万円、その後で今年度28年度分まで入れますと、運転コストは別にしまして、2億6,000万円もの修理、設置費用を要しておるところでございます。これだけの費用をつぎ込んでも、さて何年、延命、寿命を延ばすことができるのかというご質問がありましたけども、専門家の意見を伺いますと、早くて5年、頑張っても8年程度だということを知っていますので、その間に、ご指摘のように、島外へ持ち出すのか、島内で処理場を新たに作るのか、これを決定しなければいけないということでございます。このことは、当然、分かっているわけございまして、2年ほど前だと思えますけども、3年前にコンサルを入れまして、島外搬入と島内処理の問題の洗い出し等をやってもらいました。結果、費用的にはほとんど変わらないという結果が出ております。そういうことで、私たちとしましては、現在の時

点では、できるだけゴミの量を減らす努力をしてみたいと、そういうことで、現在、町民の皆さんのご協力を得まして、婦人会のご協力を得て、特に燃えないゴミ、堆肥化ができる生ゴミの減量化を目指しているところでございます。ただ、先ほども言いましたように、これでゴミの量がなくなることはちょっと難しいのかもしれませんが、持ち出すにしてもある程度の量まで減量化が進めば、島外持ち出しも考えられるのかと思いますけども、それができないなら、やっぱりこの島で最終的に処理をする必要があると考えております。今年度予算でコンポストの推進を図りたいということで、補助金も増額をしております。また、土地がない町部には、共同の大型のコンポストを試験的に設置をすることで、既に予算化は終わっておりますので、間もなく着手できるかと思っております。そういうことで、できるだけゴミの量を減らすことができれば、新設するよりも島外搬出のほうが費用的には有利になるというふうに予想されますが、これも新たに持ち込むところの自治体との協議等、いろいろの問題を総合的に判断する必要があります。そういうことで、今後は議会のほか、各種の協議会等もありますので、その方々のご意見も拝聴しながらこのゴミ処理場の問題に対処してまいりたいと思っております。その他、技術的な質問には担当のほうからお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（蛭子晴市）** お答えいたします。

今回の件ですが、10月28日、県の立ち入り検査が行われました。11月22日、10月28日の検査の結果、ダイオキシン濃度が基準値を超過していると県のほうから連絡があり、ゴミの焼却を停止しておりました。同日、県のホームページで記者発表がありました。翌日の23日、テレビ・新聞等で今回の報道があり、なお、この時点では既に施設の不具合が分かっておりましたので、11月5日に修繕を行い、その後、ダイオキシン濃度の検査を行っておりました。12月1日、樹脂検査の速報値でダイオキシン濃度が基準値を下回った旨の連絡がありましたので、改善計画を策定し、県へ報告し、使用の許可を受けましたので、今月の8日から焼却を開始しております。

直接的な原因は、ろ過装置であるフィルターのバイパス、つまり迂回路がきれいに閉じられていなかったために、ばい煙の一部がフィルターを通らないで直接排出されたことによります。間接的な要因は、問題の箇所を専門的知識が必要な箇所と考え、専門家による3年に1度の検査に任せ、清掃が十分でなかったことだと考えております。今後の対策としては、今回のことで問題箇所回りの点検、清掃の仕方を専門家から指導いただきましたので、今後は町の職員ができる範囲で年に2~3度程度実施いたします。

次に町民への周知の件ですが、11月1日時点で施設の不具合が分かっており、同月5日には修理を行っておりました。その後11日にダイオキシン検査と同時に煤塵検査を行い、煤塵検査の結果が良かったので、不具合が改善されたことが分かっておりました。その後の11月23日にテレビ等で報道されたわけですが、その時点では問題箇所が改善されていたことから、焼却停止期間は短期間で済むことが予想されておりました。また、ゴミ収集においても、停止期間中は一旦、最終処分場に仮置きすることで、町民の皆様へ直接迷惑をかけることがないこと。また、基準値をオーバーしておりましたが、この基準値はダイオキシン類を減らすための排出基準値であって、直接人体や農水産物に影響が出る基準値ではないことから、町民への周知を行っておりませんでした。しかし、報道により不安がっている町民がおられるということが分かりましたので、12月5日、回覧を行っております。

以上で説明を終わります。

今後、このようなことが起きないように、管理には十分注意してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**議長（立石隆教）** 今田議員

**1番（今田光弘）** 今、担当課長のほうからお話、説明があったんですが、僕は先ほどの質問の中で、回覧には載せていない部分も含め、ということでちょっと言ったんですが、あまりそれ以上の部分は出てこなかったんですが、これは議会の委員会にいただいた資料ですが、確かに立ち入り検査が10月28日だったと。で、実際には11月1日にはばい煙の測定検査の結果があって、その時点で既に煤塵の値は既に超えていたということ。まあダイオキシンに関しては、数値は1カ月ぐらいかかるということで、その時点では出ていなかったんですが、そういうことを受けて、11月2日にはもう焼却場は稼働停止して、すぐに、その翌3日ですかね、には西目に穴を掘って、そこに借り置きしていると。で、実際にそこから収集車は西目の処分場のほうに直接持っていっています。そういう不思議な動きをしていることがあるにもかかわらず、何の情報もないということに対して、すごく皆さんが不安がっているということで、結果、こういう数字が出たから報告します、ということではなくて、もう少し早い段階で、今の現状、確かにゴミの収集は平常どおりだから問題はないんじゃないか、あるいはダイオキシンが直接的に体に影響するものではないから大丈夫じゃないかと、今、お話されましたが、直接的に影響しなくても、それが先ほど話しましたように、生物濃縮という形で、いつかどこかで出てくる可能性がある、目に見えないものだから本当は怖い、という意識を持っていたら、もう少し早く何らかの説明があって然るべきなんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 細かいところの説明を省略したわけなんですけど、煤塵の検査等の説明をすれば、ちょっとこう、話がこんがらがって分かりにくくなるのではないかと思いましたので、先ほどは省略しました。今田議員がおっしゃられたように、11月1日時点で、ダイオキシン検査と別に煤塵の検査も行っておりましたので、その結果が出ておりました。煤塵で基準値をオーバーしておりましたので、何らかの不具合があっておるということは、もう分かっておりました。ですので、11月5日に修繕したわけなんですけども、その時点でのダイオキシンがどうなるかというのが分からなかったものですから、ダイオキシンに関してはちょっと不明…越す可能性もあったということは、否めませんけれども、その時点では分からなかったというのが事実です。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 本当に、早く説明する説明責任というのはあると思ったんですが、まあ、一生懸命言われていることは理解はできます。ただ、現時点で役場に対する信頼感というのが少し薄れているんじゃないかというのは、本当に思います。既に大気中にばら撒かれている、というのは過去形ではなくて、今も本当にそれが空気中にあるんじゃないかという、そういう不気味さというものもあります。何回も言いますが、目に見えないもの、すごく不安感が大きいものです。そういった不安感を減らす、あるいは取り除くために、法律で年に1度ないし2度のダイオキシンの測定とか、ばい煙の測定をしているようですが、それを例えばですね、そのたびにおちか新聞に結果を出して、「大丈夫だよ」と、もう少しと言ったら変ですけど、信頼回復に向けて積極的に何か、そういう情報公開をするお考えはありませんか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） ちょっと補足をさせていただきますけども、このバグフィルターは、先ほど平成12年に設置をしております、だから10何年間やっております、初めて出てきた故障でございます。そういうことで、特に慣れてなかったこともあったかもしれませんが、結果はですね、先ほどばい煙の話がありましたけども、ばい煙がアウトになったら、おそらく同じフィルターを使ってばい煙を削減するより、どっちかと言ったらこのバグフィルター自体は、ダイオキシン対策でつけられたものだと思っております。それで、私が知ってる範囲内で言えば、「小値賀には焼却炉は建てられないよ」というのが20年ぐらい前の話で、それでその持ち出しとか、そういう話が出てきて、確か上五島町に持っていく県の計画になっていたと思います。ところが、どっかで変わったのが、このフィルターが出てきて、ダイオキシンを落とせるということになって、「落とせば使ってもいいよ」という話でございますけども、これも暫定的

な今の基準の数値でして、先ほどご案内のようにですね、今度新たに造るとまた厳しくなりますよ、ということで、私たちとすれば、ちょっと技術的には不安を持っています。そういうあれになった時は、また余計な装置を…余計なということじゃなくて、今ある施設よりまた別の、このダイオキシン対策の装置をつけなければいけないようになるということの心配をしております。そういうことで、先ほどもちょっと課長のほうが言いましたけども、ダイオキシンの件については、できるだけ焼却炉の停止期間を短くすることで、排出を、もうやってしまったことは仕方がないんで、排出する量を少なくするということが対応をしたようでございますし、今からの回数につきましても、先に言いましたように、もう10何年来、そういうことはなかったわけですけども、それがたまたま何で出てきたのかということも調査をするように指示しておりますけども、なかなか分からないのかと思います。まあゴミみたいなものがひっついて、それで隙間ができたということのようでございますんで、これも普通であれば、逆に「こうでした」と説明しないほうが、皆さんが安心するのかということで、今までやってきてますんで、そこら辺は今後とも回数をどうするのか、担当のほうともよく相談をして、新年度予算で対応をさせていただきたいと思っております。

**議長（立石隆教）** 今田議員

**1番（今田光弘）** 回数については了解しましたが、検査の結果をおちか新聞等で公表したらどうかということについては、いかがお考えでしょうか。

**議長（立石隆教）** 町長

**町長（西浩三）** 県のほうからはですね、もう使っていいというだけの通知なんです。停止してるんで。またそれが改善できたから使っていいですよ、という通知はいただいて、それで供用を開始してるわけです。だから我々もこの議会でも説明をしてますんで、まあ議会報でも「こういうことで基準値を満たすようになったから」ということで書いていただければいいのかなと思っております。

**議長（立石隆教）** 今田議員

**1番（今田光弘）** 今回のことだけではなくて将来に向かって、半年とか1年、その検査の結果が出たら、それをおちか新聞の一部に載せるだけでも、「本当はここまで許されているんだよ、現実はこのように少ないんだよ」という一言あるだけで、やっぱり信頼感というのはできるんで、それを質問してるんですが。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（蛭子晴市）** 私の感覚としては、基準値以内であれば、わざわざ町民へのお知らせというのは要らないのじゃないかと考えるんですけども、このことは町長ともですね、後ほど話し合っ、どうしたほうが町民が不安がないのかという点からも検討したいと思っております。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） はい。それについては分かりました。先ほど、町長の答弁の中で、あ、ごめんなさい、課長かな？専門家に3年に1度来ていただくとか、町の職員のできる範囲でというお答えがあったんですが、ちょっと人口の規模が違うんですが、ちょうど1年前の平成27年の12月に、長野県の小諸市という、人口が4万3,000人もいるところなんです、そこでごみ処理施設が完成しました。これは実は、今回修理を依頼している業者さんと同じ業者さんが建築しています。まあもちろん、規模が大きいんで、金額的には参考にならないんですが、建設と運営の、長期運営の一括方式という契約を実はとってまして、ごみ焼却施設と、当然、リサイクル施設の設計と建設工事、それにプラスして施設の運営も含めた委託契約で、発注金額がじゃあいくらぐらい、まあ金額自体は当てにならないんですが、当てにならないというか、この町には当てはまらないんですが、発注金額は設計と建設工事費で22億円、それに対して、ごみ処理に関して維持運営するために、15年3カ月間という契約なんです、30億円超えてます。建設費より運営・維持するほうがお金がかかる。そのぐらい、建てたからいいんじゃないかと、運営にすごくお金がかかる、保守メンテナンスが大事ということを表しているんじゃないかと思います。先ほど、「町の職員のできる範囲で」ということをおっしゃってましたが、できない範囲があるわけですから、あるいは職員の数が、本当にもう手が足りない状況も僕らは分かっていますんで、お金はかかりますが、もう少し外部にメンテナンスをお願いするアウトソーシングができないのか、それについてももう1度伺いたします。

議長（立石隆教） 建 設 課 長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

先ほど私が答弁しましたように、今まで3年に1度程度、専門業者に見てもらっておったわけなんですけども、焼却炉ももうだいぶ老朽化しておりますので、今までどおりの3年に1度でいいのか、もうちょっと専門家のほうから見てもらう必要が要らないのか、ちょっと町長のほうとも協議したいというふうに思っております。なお、今のところ町職員で直営で行っておりますので、専門業者への全面的な委託ということは、今のところ考えておりません。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 今年度、4,000万円で大規模改修工事、長寿命化ということですが、もともと4,000万円ということで予算は計上されているんですが、今回のこのダイオキシンが漏れたという事件を受けて、その4,000万円で足りるんでしょうか。追加工事というのはないんでしょうか。

議長（立石隆教） 建 設 課 長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

今回の大規模改修の中に、今回問題になりました施設、バグフィルターも含め、その迂回路点検等、修繕、入っておりますので、今回のことで修繕料がかさむということはありません。

**議長（立石隆教）** 今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** 今後のことですが、なるべくごみを減らして島外へ、ということもかなり大きく考えられているようですが、実際、新上五島町のクリーンセンター、ここですね、できたのが平成 14 年の 12 月ということで、もう既に 14 年稼動しています。当然、町長もお考えだと思いますが、近い将来の建て替え等になった時に、やはり応分の負担を求められる可能性は高いんじゃないかと思うと、なかなか難しい問題だと思えますが、むしろ新たに小値賀町に焼却炉施設を建設するとした場合、現在の施設は当然、稼動しながらですから、違う場所に作ると思うんですけど、その場合、まず基本設計、これが出てくると思います。で、難しいのが環境アセスメントの対象工事になる可能性もあることから、アセスを行うかどうかのいわゆる、スクリーニングですね。で、アセスが必要となった場合は、さらにアセスの方法を確定するというスコーピング、これを行って、さらに地元縦覧あるいは説明会を開いて、その後 1 年以上かけて環境アセス、環境影響評価を行うと。で、その後に実施設計をして建設工事に取り掛かる。一連の作業で、早くても 6-7 年かかると一般的に言われています。先ほどの話で、早ければ 5 年、遅くても 8 年という話ですが、本当に今からやっても間に合うのかという状況で、早い判断が必要になると思いますが、いかがお考えでしょうか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 確かに、日にちがかかるなどは思ってます、そういうことで、今さっきも言いましたけど、ごみの減量化、これが例えば 10 t トラック一杯で 1 日のごみの量が終わるのであれば、プロに頼んでも持ち出したほうが安く上がるというのはすぐ分かるわけですけども、ご指摘のようにそれを小値賀にやるということになって、アセスは当然必要でしょうけども、基本的な考え方は、自分たちのごみは自分たちで処理するということが大原則ですんで、そのための出費増というのは、ある程度やむを得ないのではないかと。よそに押し付けてうちは楽々するという考えではいけないと思いますので、それとまあ、新上五島町あたりの計画も絡んできますんで、なかなかうちだけ先に走っても相手がおることですし、そこら辺は県のほうでも、前はダメだと言っていたのが、今はいいですよと、各処理場を作っているですよ、というふうになっているわけですから、県としても全体でどう考えているのか、もう 1 回ご意見を伺う必要があるかというふうにご意見を伺っておりますんで、来年度、この問題はですね、今のダイオキシンの問題は、今まで、さっきも言いましたように 10 何年事故も



なくきておりますし、その原因はほとんどはつきりしてますんで、その点検をやっていけば、ダイオキシンの問題はある程度解決するかと思いますけども、バグフィルターの耐用年数もあるでしょうし、そこら辺考えると、本当、正直言いまして持ち出したほうがいいんだけどな、という思いはしてます。そういうわけで、ごみゼロを目指すというのはなかなか力が要ることで難しいのかなということで、減量化を、こういう問題も出てきましたので、関係者と話をしながら、できるだけ減らしたらどこまで減らせるかというのを早急に結論を出して、そして次のステップに進みたいと、そのように考えております。

**議長（立石隆教）** 今田議員

**1番（今田光弘）** それが一番良い方法なのかなとは思いますが、いかんせん、もし本当に建築をせざるを得なくなった場合、時間的にもう間に合わない状況に来てますんで、早めに結論をなるべく出したほうがいいのかなと思います。で、先ほどから町長も「ごみを減らす、ごみを減らす」ということでおっしゃってますが、今年度の予算で大きなコンポストを何台か設置する、共同の大型ですね、予算が確か出ていたんですが、現時点で設置されていないようです。本当にごみを減らす覚悟をしているのならば、なるべく早く設置すべきだと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（蛭子晴市）** 設置のほうが大変遅れております。私も以前、もう少し早く設置したいということで、議員の皆さんに説明しておりました。申し訳なく思っております。今年度中には設置してですね、今、製品を発注というか、入札をかけておりますので、今週の金曜日にはどこから取るというふうなところまで、今考えております。その後、直営でするようにしておりましたので、直営で設置するということになります。それと同時に設置場所も選定していきたいと考えております。

**議長（立石隆教）** 今田議員

**1番（今田光弘）** 大変だと思いますが、もう予算に入って消化するまでに何カ月もかかるというのは、やっぱりあまりよろしいことではないと思いますので、なるべく早い設置をお願いしたいと思います。最後にですが、町内一斉海岸清掃の際に、実は集めたごみを現場で焼却しているという話を耳にしたことがあります。今は家庭用の小型のごみ焼却炉でさえもダイオキシン対策が必要ということで、ご存知のように、ごみの野焼きは平成13年から原則禁止ということで、木屑はまだどうにか許されているような状況もあるんですが、プラスチック類はどんなに少量でも、生活環境に著しい影響が出るために禁止されています。違反すると5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金もしくはその両方という、かなり重い罰則規定があります。そのぐらい、本当にしてはいい

ないこと、大きなことであります。また、最近も回覧で回りましたが、小値賀の中にはあちこちに電化製品、あるいは魚網、廃船のスクラップ、廃車等、不法投棄も数多く見受けられます。これが本当に小値賀町の現実だと思います。世界遺産の登録が再来年の7月ごろ、本当にもう目の前に予想されているわけですが、観光に力を入れて交流人口を増やそうとしているにもかかわらず、やっぱりこのような状況では、胸を張ってお客様をお迎えすることが出来ないと思います。以前、だいぶ前の話になりますが、選挙の際の西町長のマニフェストの中に「安心して住みやすい環境を整備します」ということばがあります。まさにこれを今後、小値賀町、小値賀町の職員のみならず、小値賀町全域、町民全体で高い志を持って進めていかなければならないと思いますが、最後に町長いかがお考えでしょうか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** なかなか法律の徹底ができてないのかと思いますけども、かなりの部分、改善されていると思いますけども、一部そういうことで、現場で焼却のところがあるのかなと思いますので、徹底をさせていきたいと思えます。まあ本当に、一部の方だと思います。そういうことで、この美しい環境を守っていくことは一番大事なことでございますので、これからも機会を見まして皆さんの協力を得ながら環境整備を努めていきたいと思っております。

**議長（立石隆教）** これで今田光弘議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 38 分 —

— 再 開 午 前 11 時 38 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

続いて6番、横山弘藏議員

**6番（横山弘藏）** 私は、次の2点について質問します。

1点目は消防体制の充実について、2点目は高齢者人材センター創設についてであります。

まず、消防体制の充実について伺います。当町において消防団による消火活動は、どこの自治体にも負けないしっかりした対応がなされていると、私は認識しています。以前、西消防署関係者の方が「小値賀町の消防団は他の自治体と比べてもよく訓練されている」と評価していました。このようにしっかり消防活動をしている消防団とは別に、火災発生時の地域住民による初期消火活動も火災が広がるのを防ぐことにおいて、最も大事ではないかと考えます。そこで町長に伺います。

まず 1 番目に、消防団以外の地域住民の初期消火活動を円滑に行うために、何か対策を考えているのかどうか伺います。

2 番目に、住民の高齢化が進む中、現在の消火栓などの設備を地区住民が取り扱いやすい機具に変える必要があるのではないかと伺います。

3 番目は、正規の消防団員の確保は年々厳しい状況になっているようですが、今後、消防団の組織を見直す計画はないのか。

4 番目に、消防団員の職務についてですが、消防団員は時には危険を顧みることのできないような活動を余儀なくされることがあります。町民の財産、生命を守る大事な役目を思う時、今の報酬以外に出動手当、訓練手当などを支給することができないのか、伺います。

なお、次の高齢者人材センターの設立についての質問は、この質問の質疑終了後に行いたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 消防体制の充実に関する、横山議員の質問にお答えします。まず初めに、防災については安心して安全なまちづくりの中で、行政の重要な役割という認識のもと、消防団活動をはじめ、施設や資機材の充実に日頃から取り組んでいるところでございますし、議会をはじめ町内町外の関係者のご理解とご協力に、改めて感謝を申し上げます。

消防団以外の初期消火活動ということですが、議員発言のとおり、初期消火というのは大変重要なことで、早期発見・早期消火というのは、消防の基本でもあります。消防技術の向上と、新入団の若手団員の技術向上のために、小値賀町消防団の取り組みとしましては、3 年ほど前から、通常の活動に加えて操法訓練の期間を設け、実施していますが、私は確実に消防団の技術は年々向上していますので、今後も改善を加えながら訓練を続けて欲しいと希望をしておるところでございます。また、分団によっては色々と訓練内容を検討し、地域住民と一緒に初めから初期消火の訓練をしたところがございます。普段、ほとんどの団員が、他の地区で働いております。そして集落内に居ない状況が顕著であります。唐見崎、9 分団の例ですが、内容を申し上げますと、住民全員参加で広域消防小値賀出張所の職員と、それから分団が指導員となって、消火器の取扱、それから消火栓ホース延長、放水までの訓練を実際に体験してもらいましたが、非常に有意義でよかったという報告を受けておるところでございます。今後このような取り組みを、各地区と共同で実施し、地区住民と一緒に地域防災に当たりたいと考えています。

2 番目の消火栓などの設備に関する質問ですけれども、先ほどお話しした訓練の結果としまして、議員ご指摘のような話が分団長会議でも出ております。具体的に申し上げますと、消火栓が、今の消火栓のホースが口径 65 ミリのホースを

使用するようになっており、直径 65 ミリ、長さ 20 メートルあるこのホースも、重さが約 7 kg あって、成人男子でも少々重いと感じるものであるんですけども、これが通水によりさらにまた重くなります。これが女性や高齢者にとっては取り扱いに持て余すことが予測されますので、取り扱い易い口径 40 ミリのホースというのがございます。これは重さが 4 kg でした、これであれば女性や高齢者も充分扱えると思いますので、初期消火ということから、これに交換したらどうかという意見が出ています。今までは、消防団のホースを、古い方から順番に消火栓へ回し、経費の節減を図っていました。1 本 1 万 4,000 円程度の費用がかかりますので、今、1 カ所に 3 本のホースがあります。それと金具、それに管槍、筒先を交換する必要があります。そういうことで、新たに 1 カ所について 5 万 5,000 円程度の経費がかかるようになると試算をしております、町全体では消火栓が 123 個ありますので、これを掛け算しますと約 700 万円が新たに、その財源が必要となってまいります。せっかくのご提案ですので、消防団員の少ない地区から、必要に応じ計画的に、少しずつ入れ替える等の検討をこれからしてまいりたいと思っております。

消防団員の確保については全国的に課題となっております、場合によっては退職した OB を、活動を限定した機能別消防団員として補充して、消防体制の維持を図っている地域、自治体もあります。本町の消防団でも 4、5 年前から危機感を持って、そういった自治体への視察・研究をしてきましたが、現在の方向性としては、分団の統合という話が出ております。具体的に申し上げますと、前方後目、筒井浦、牛渡が 8 分団の構成をしておりますが、この 8 分団と唐見崎の、先ほどご紹介しました 9 分団をまとめようという話が出ております。小値賀町の場合、集落と分団の関係が強いことが特徴ですので、今後の組織の見直しについては、費用負担のことも含め、地区との協議を慎重に進めることで対応してまいりたいと思っております。

それから報酬のご質問がございました。消防団の報酬を見直すことについては、他の自治体の状況とか、町内の他の各種委員報酬とのバランスも考えて見直す必要があると考えます。他の自治体については、ほとんどの自治体が定額部分を押えまして、出勤に応じて手当を加えるという報酬体系を取っております。そういうことで、小値賀町と比較しにくい部分がありますが、小値賀町と比較的似ているのが壺崎市でございまして、実際に災害時に出勤した時に 1,000 円を出すというもので、ここもあまり出勤自体が無いことから、ほぼ定額に近いかなと考えられます。その他の県内の 8 つの町の中で比較しますと、その出勤手当を加味しますと、そんなに大きな差はないと考えますけども、団員につきましては幾分少ないかなという感触は持っています。ただですね、小値賀町も全然出勤手当を出していないというわけではございませんで、訓練の時には

訓練手当というものを、確か 2 年ぐらい前からかと思えますけども、支給するようになっているところがございます。団長や副団長、また分団長につきましては、町により、先ほど言いました定額分でも大きな差がございます。例えば、東彼杵町ですね、これは団長・副団長につきましては、時津、長与の 3 倍、それから新上五島の 2 倍などとなっております。いずれにしても、他の各種委員等も含めまして、報酬関係については、特別職等報酬審議会等のご意見も参考にしながら、新年度から見直していきたいと、そのように考えているところがございます。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6 番（横山弘藏）** 初期消火がやっぱり今、大事な時ではないかと思えます。小値賀町でも最近、大きな火災が発生してですね、消防団が駆けつけるまでに地区の人がかなりヤキモキしたのではないかということでもありますので、初期消火は大火を防ぐには大事なことだと思っております。特に小値賀町みたいな住宅が密集しているところでは、もし夜にでもああいった大火が発生すると、たぶんですね、延焼は免れなかったのではないかと思えます。そういった意味において、小値賀町は初期消火にもしっかり取り組んでほしいということでもあります。まあ町長の答弁で、しっかり考えているようでもありますので、そんなに深く質問することはないと思えますけども、ほとんどの火災はですね、火災通報から大体 20~30 分で家の中に火が回るそうでもあります。そうするとですね、最初の 15 分以内にですね、なるべく分かった人がすぐにでも消火することが大事かと思えます。そしてその初期消火を行うには、2 番目に質問しました消火栓の老朽化とか、ホースの設備が古くなって破れていたりですね、そういったことも起きております。そういった意味において、高齢化も考慮して、町長が今、言いましたホースの直径を 65 ミリから 40 ミリにすると。そして重量も 7kg から 4kg に変わると。この話は、唐見崎で町長も言っておりましたけども、唐見崎で地区住民の消火訓練を行ったところ、大変好評であったということでもあります。これをなるべく、町長も言いましたように、若い人がいない所を特にピックアップして、こういった消火する機具を順次充実して行ってほしいと思います。なるべく、全部合わせても 700 万円ということでもありますので、そう大した金額ではないと私は思いますので、大事な町民の財産を守る上からも、このような予算は躊躇せずに実行してほしいと思います。

それから、小値賀町の消防団の確保がですね、やはり、特に田舎の地区とかは厳しくなっているという話を聞きます。例えば大浦分団とか、中村地区の分団とか、いろいろ話を聞きますけども、さっき町長が言いましたように、小値賀町の消防団は各地区、各部落の住民の方と強い絆を維持しながら保たれております。だから急に何分団と何分団を合併するっちゃうか 1 つにするのは難し

いと思いますけども、団員の確保が思うようにいなくて、唐見崎 9 分団みたいに活動が思うようにできないといった分団も発生してくる可能性がありますので、その辺は日頃から注意深く対処してほしいと思っております。

それから 4 番目の消防団員の処遇についてであります。分団員 4 万 1,000 円の手当は分かります。それはよその町村と比べて高めなのか、そこら辺ははっきりしませんけども、出動手当については各自治体も 2,300 円とか 2,500 円とかですね、出しているところもあります。やはり工作中とか急に発生する火災において、年に 1 回 2 回あるかどうかの大きな火災でありますけども、そういった時にやはり消防団員の危険を冒しながら活動する状況の中で、やはりそこに 2,000 円とか 3,000 円とかじゃなくてですね、少しやはり町は消防団員に対する、やっぱり、何て言いますかね、報償というか、いくらかのやはり出動手当を出したほうが士気も高まるのではないかと思います。その辺、今のことについてはどうでしょうか。もう 1 度伺います。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** おっしゃることはよく分かります。それで、先ほどもちょっとだけ言いましたけども、今の操法訓練等につきましては、出動手当を 2,000 円支給しているそうでございます。それで、火災の時の出動手当については、それはもう慣例と言いますか、それはもう滅多にないこととございますから、いいよ、ということが今までの経過でありますので、そこは消防団と相談をしながらやらしていただきたいと思っております。そういうことで、出動の種類によってはですね、出動手当を予算化することを検討したいと思っておりますけども、火災の時の出動については、消防団も少し手当をもらうのが抵抗があるのかなという感じもしてますんで、そこは消防団のほうとよく相談をしてみたいと思います。

**議長（立石隆教）** 横山 議員

**6 番（横山弘藏）** そうですね、1 人 1 人に手当を出すことに少し抵抗があるかもしれませんが、そしたらですね、ああいった作業つちゅうか活動をした後には、ちょっとお茶を飲むとか慰労会を開いたりすることがありますので、そしたらそこにですね、いくらか活動費に対する食料費とかですね、いくらか出すとか、もうちょっと消防団員には小値賀町としても、よく頑張ってくれているというような、もうちょっと意思表示を示したほうが団員としてもやる気が出るのではないかと私は考えていますので、その辺をもう少し考えてほしいと思います。

それから消防団の分団を減らすことについてですが、消防団員の報償等なんかはですね、地方交付税に算入されている部分があると思うんですけど、大体、小値賀町において地方交付税の算入額というのは、全体でどのくらいぐらいあ

るんですか。分からない、即答できないようならいいです。まあ、決まりとしてはそういう算定があるようですけども、そういうことであれば後でいいのですが、まあいろいろ考慮してですね、とにかく消防団の活動に関しては、しっかり善処してほしいと思います。今の私の質問に対して、最後に町長、答えをお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先ほどから言いましたように、消防団活動についてはですね、本当にずっと伝統のある消防団でございます。そういうことで、少額の手当でですね、周りのほうから感謝されないようになっても困りますんで、そこは消防団とよく相談して、これについては手当が要るのか要らないのか、そこら辺も含めて相談をさせていただきたいと思います。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 58 分 —  
— 再 開 午 後 1 時 30 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

横山議員、質問を続けてください。

6番（横山弘藏） では、次の質問に移ります。

高齢者人材センターの創設について伺います。小値賀町の総合計画に示されている高齢者福祉の充実において、その施策の基本方針には次のように記されています。「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるために、高齢者の社会参加を促進し、生きがい対策を進めると同時に、高齢者の能力を活用した高齢者に優しい町づくりを推進していきます。」この中でも、高齢者の能力を活用した町づくりについて思うのですが、現在、県下で一番の高齢化率である小値賀町において、シルバー人材を生かした町づくりは喫緊の課題ではないかと思います。また、国でも生涯現役社会を目指して検討を始めているとのことであります。高齢者の生きがいの充実、生活の安定、現役世代の下支え、地域社会の発展のためにもシルバー人材の設置は必要ではないかと思うのですが、町長の考えを伺いたいと思います。現在、小値賀町はあらゆる職場で人手不足、人材不足と言われております。当町の全人口の半分を占めるシルバー人材を生かすことで、この問題を少しでも解決できるのではないかと思います。このシルバー人材を活用する対策を取れないものかどうか、伺いたいと思います。町長の答弁をお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 横山議員の高齢者人材センターの創設についてお答えしま

す。この問題につきましては、平成 26 年 9 月定例会の一般質問でも同様の趣旨の質問にお答えしていましたが、その当時は、シルバー人材センターについては、高齢者が地域の中で生きがいを持って働くことで、健康の維持、増進及び医療費負担の抑制効果等の大きな副次的効果が考えられることから、センターの設置については必要だが、本町においては雇用の場が少なく、現役世代が働きたくても働けない状況であり、若者の雇用を優先したい」と、そのように答えております。当時と比較しても、雇用環境は極端に改善されてるということもなく、雇用の場の確保を優先すべきと考えております。その点につきましては、本年度着工しました農産品加工場及び来年度計画の水産物加工場や、漁協が計画の定置網の改良事業等を推進すれば、ある程度の雇用の場が確保できるのではないかと考えているところでございます。

一方、ご案内の、最近では家族の介護のために、退職された 60 代前半の方、いわゆるシニア世代の方の小値賀町転入も見られるようになり、この方々の経験豊富なマンパワーを活用できないかの考えもありまして、若者の雇用を優先した上で、シニア世代の活躍の場を探す、そのことが町全体の経済の活性化につながる、そういうふうな好循環するためのシステムとしての「人材センター」みたいなものが出来ないか、これまで担い手公社で検討を進めてまいりました。

さて、このシルバー人材センターは、退職した高齢者等を登録し仕事を提供する組織で、地域の高齢者が自主的に運営し、地域における日常生活に密着した補助的、短期的な仕事の需用を、家庭、それから民間事業所、官公庁などから有償で引き受け、これを無料で会員に提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて報酬を支払うという「高齢者等の雇用の安定に関する法律」に基づく公益法人となることから、小値賀町が、人材センターを直接運営することは難しいと考えています。そこで、シルバー人材センターの立ち上げについては、先ほどもちょっと言いましたが、小値賀町担い手公社に依頼をしまして、労働者派遣業として実施することを検討し、厚生労働省が行う派遣元責任者講習を受講して準備を進めておりましたが、法律の改正により届出制から許可制になり、許可の基準も財務の面で制限が設けられました。そういうことで、ハードルが高くなったことから、担い手公社としては新規にシルバー人材派遣業を立ち上げることは、現状では困難であると判断し、設立を中断したという経緯があります。

一方で、高齢者福祉の分野では、介護保険法の改正により地域支援事業が多様化となり、これまでは公助・共助に頼っていたものをお互いに助けあう「互助」を意識的に取り組むことが求められるようになっております。本町でも県のモデル事業であります「生活支援体制整備事業」を活用し、生活支援・介護予防サービスを、多様な主体により提供できるように、「生活支援コーディネ



ーター」を養成し、ニーズに合った多様なサービスを住民主体、NPO、民間事業所など、多様な主体で実施できるよう、「地域こまらん隊」の養成を始めているところがございます。この事業の目的は、先ほど言いましたとおり、ボランティアやNPO、協同組合や民間事業者が協議体を組織し、定期的な情報共有、及び連携・協働により、地域で困っていることを支援することにあります。しかし、システムとして機能するためには、有償ボランティアという形となるため、町としては、この協議体をシルバー人材の活動できる場として大いに期待しておりますし、やる気がある高齢者に積極的に動いていただき、自ら進んでこのボランティア団体を立ち上げていただきたいとも考えております。もちろん、町としましても、立ち上げ・運営について、出来るだけの支援を行うつもりでございますし、いずれにしましても、元気な高齢者の方がいつまでも活躍できる町づくりは、本町が目指すところでもありますので、その推進に向けてあらゆる施策を展開してまいりたいと考えております。

しかし、また松屋議員の質問でも申し上げましたけど、このベースは民間でお願いしたいというのが、基本的なスタンスでございますので、何か具体的なご提案があれば、名案があれば、ご指導をよろしくお願いします。

お答えは以上ですが、細部にわたる質問には、担当から答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 大体、今の町長の答弁で、今、小値賀町がどういう考えでいるのかちゅうのは分かりました。私も、この問題を今日やるに当たって、同じようなことを松屋議員も質問しておりましたので、そう深く言うこともないなと思いますけども、小値賀町ですとね、高齢者が約5割、こういう中でこの人材をやっぱりしっかり活用することは、小値賀町の町づくりにおいては絶対プラスになると私は思っております。今、この問題について、私は新上五島町のシルバー人材センター、それから平戸市のシルバー人材センターに電話をしてたくさんの資料を送っていただきました。今、町長がおっしゃったように、平戸市は公益社団法人で行っております。それから新上五島町は社会福祉協議会の中に任意団体として設置しております。その中で、その資料を見ると、それから担当者との意見交換の中でですね、やはりお年寄りがかなり生きがいを持って、また外に出て働くことによって、人的交流もあり、かなりお年寄りの福祉には貢献しているといった返事をいただいております。小値賀町もですね、退職した後、普通の民間の会社はですね、もう65とか70とかいう人をなかなか雇う店はありません。それから会社もありません。それから小値賀の人、働きたくても民間の会社で勤めるといことは、なかなか難しいようであります。そういうことにおいて、シルバー人材センターを設置することによつ

て、そのの会員になって、いろんな草取りの軽作業からですね、それから農業の手作業のお手伝いとか、いろいろ行われるということでもあります。そしてまた、シルバー、高齢者だからといって時給は最低賃金を保証しないといけないことになっているそうです。だからどんなに軽作業でも1時間働いたら700円とか800円はバックするそうでもあります。また、平戸シルバー人材センターにおいてはですね、まあ人口規模もあると思いますけども、大体1億円以上の受注契約があるそうです。そして新上五島町のほうは約1,000万ほどの契約料が入っているそうです。そういうことですね、小値賀町も何らかの形でこれを立ち上げてですね、やはり働きたくても小値賀町でその能力を発揮できないお年寄りがいるとすれば、非常にもったいないと思います。そういった意味でもですね、これは前向きに検討したほうが良いと思いますけども、その辺、町長、もう1度答弁をお願いします。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 横山議員の言われることも最もだと思って、その考え方は全く同じなんです。それで先ほども言いましたけど、行政が直接やるのはいろいろ問題があるということも分かっておりましたので、担い手公社を活用してできないかということで、一部は例えば高齢者の方たちに椿の実を集めていただいて、それを集荷して町外の業者に斡旋をするとか、そういう作業もしておりますけども、直接、雇用を、作業賃を払うとなると、ご指摘のように最低賃金の問題等も出てきます。それと、一番、やろうとした時に困ったのは、先ほども申し上げましたけど、法律のほうがですね、許可制になっておりますことが1つと、やっぱりその、悪質な団体が出てきたということもあるのかもしれませんが、この斡旋がですね、今までどおり簡単にできなくなっております。そういうことで、担い手公社としても、財政がしっかりしていないということもありまして、中断しております。それで、先ほども言いましたけど、できれば、違う団体がそういうことをやろうということであれば、我々もできる限りの支援はしたいと思えますし、またそれがどうしても立ち上がりができないのであれば、再度、担い手公社のほうと協議をしまして、シルバーあるいはまた先ほどから言いますシニア世代も含めた働く場の確保に手を付けたいなと思っているということでございます。そういうことで、考えは一緒なんですけども、さてどこがやるか、ということが、今、一番問題になっているかと思えますので、そこを、ほかの団体がどうしてもいないということであれば、担い手公社に依頼をするということなんですけども、福祉の方でも、先ほども言いましたように、考えを少しずつ進めているようでもありますんで、そこを見ながらやりたいと思えますけども、あんまり時間的にだらだらやるつもりはありませんので、場合によっては並行してやるということも考えたいと思えます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 私はですね、先ほど町長も言うように、かなりこのセンターを立ち上げるには、かなり複雑な課題が絡んでいるというのはいろいろ聞き及んでおりますけども、その中でやっぱり新上五島町方式がですね、小値賀町には合っているなっちゃうのを感じたんですね。これは町からの補助金はですね、人件費のみの140万円を町からいただいているそうです。後は社会福祉協議会内で対応しているそうです。それで、あまり無理がないなどは、この方式には思ったんですよね。そしてこの上五島町の担当者の方も、この方法が書類を作る上でも簡単です、という話をさせていただきました。そして、長崎県の連合会にも電話して聞いたんですけども、小値賀町には会員になる会員数が満たないのではないかとということも指摘されました。しかしですね、自治体に1つはこのシルバー人材センターを設置することは認められているので、その中で小値賀町だけが設置されていないということも伺っております。県下で一番の高齢化率である小値賀町が、やはりこういった身近な問題を取り上げてですね、関係者と話し合っ、前向きに、ただ敬老祝い金とかシルバーサポート交付金とか、そういうのもいいですけども、体を動かしながら、元気な人はですね、いつまでも小値賀町のために働いて、そしていくらかの収入を得て、積極的な人生を送れるようにですね、やはり皆で話し合っ知恵を出し合うのがいいのではないかと思います。実を言うとですね、私は昨日、満の65歳の誕生日を迎えました。そういうこともあっこの問題がですね、頭にずっとあつたのでありますけども、65歳になって体力が落ちるのかなと思うと、結構元気なんですね。やっぱり働ける人は、65になっても70になっても75になっても、やっぱり社会に何らかの貢献をしたいと皆さん思っていると思います。そういうことですね、この問題はもう少し積極的に町長も考えてほしいと思います。もう1つ、この質問をするきっかけになったのは、去年の夏ごろ、私の友人が訪ねてきて、番岳に小値賀の景色を見せに連れて行ったんですね。そしたら草がぼうぼうで、忠魂碑の周りがぼうぼうで、相撲をとる土俵も隠れてしまっですね、あそこを歩いてみると、腰ぐらゐまで雑草が生えておりました。私はそういう状況を一度も見たことがなかつたので、すぐに建設課の担当課の蛭子課長のところに行って、「これじゃ小値賀の戦没者も浮かばれんぞ」という話をしっですね、「どうにか早く対処してほしいね」とちょっと話をしたんですけども、その時の内容がですね、やはり課長の話では、夏にかけて道の管理が大変で、作業員を公園に回す時間、余裕がないという話を伺いました。そういうことを聞いて、それならばやはり有償で、時給700円でも600円、800円か知らないけども、有償でですね、いるかいないか分からないけども、そういったことをやっぱりやってみるべきではないかなと思ったんですね。その前は、赤ダキの

公園も昔見に行ったことがありますけども、その時ももう私の背丈ぐらいの雑草がもう伸びきって、私はもうコンクリートの舗装を確かめながら公園をずっと歩いたのを覚えております。「え、これは一体なんだ」と一瞬思いましたよ。そして、私の娘が帰ってきた時に、赤ダキに上って景色を見にいくと言って行ったら、もう上れなかったと、怖くて。そういった話を聞いております。やっぱり作ったからにはですね、小値賀町のせっかくいい公園とか景色とかいったところを維持管理するっちゃうのはですね、それは派手な仕事じゃないけども、そういった小さいところからですね、小値賀町の良さをやはり維持管理するっちゃうのは、行政としてもいろんな方法を考えてやっていくっちゃうのが政治ではないかと思えます。そういった意味でですね、老人の、そういった作業にも取り掛かれるような対策を、政策を本当に考えてほしいと思えます。町長は、担い手公社にどうかという話をよくしておりますけども、私たちがいろんな委員会で聞いたり視察したりしたところでの担い手公社はですね、今でも松の木も伐倒できないような、作業ができないような、大変忙しくて人材も人手も不足しているということを聞きます。だからこういったお年寄りの、ある意味福祉のためのシルバーセンターはですね、むしろ社会福祉協議会に相談したりしてですね、いくらかの手当を出してやってはどうかと思うのですが、その辺、町長はどうでしょうか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 社協のことですんで、私のほうはちょっと承知をしておりますので、担当課のほうでちょっと分かっていたら、どういう計画が社協にあるのか教えてもらえればいいかと思えますんで。

**議長（立石隆教）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（植村敏彦）** お答えいたします。

先ほどから高齢者の活用ということで、今、事務所のほうではですね、「こまらん隊」という事業を展開しております。既に今年度で 6 回ほど会議等をして、一番大きいやつでは、先ほど町長の行政報告でもありましたようにフォーラムをやったんですけども、一応、その中でですね、その時には 150 名ほど参加していただいたんですけども、その時にアンケートをとりまして、協議体、そういうボランティア等に参加したいかっていうことでアンケートをとっております。その時に 50 代、60 代、70 代の方が 22 名ほど積極的に参加したいということで、回答をいただいておりますので、そういう方を中心にですね、そういうボランティア団体等を立ち上げていただいて、中心になってもらいたいなというふうに考えております。その事務局としまして、社協のほうもこの「こまらん隊」事業のほうに職員を参加させておりますので、そういうことが必要だということは社協のほうも十分承知しておりますので、社協のほうも事務局

についてはやってもいいかな、というふうなことも言っておりますので、今後、社協とも十分検討を進めながら、そういうことができれば、というふうに考えております。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 「こまらん隊」はですね、私もフォーラムに参加したかったのですが、ちょうど出張と重なって、先月の16日やったのですかね？先月やったかな？16日ですね。まあどうでんよかとぼってん。行きたかったんですけども行けなくてですね、後でちょっと資料を見せてもらったんですけども、この中で私が佐々町の資料を見てびっくりしたんですよ。認定介護の認定数が仮に100とすると、この「こまらん隊」の活動を立ち上げてから約半分に減ってますね。V字型に。そういう資料を私、見たんですよ。それで、ああやっぱり、ただね、敬老祝い金とか、何とかサポートの交付金をやるよりは、やっぱりこういった、実際お年寄りが外に出て何らかの形で社会と関わるっちゅうのはですね、そういったお年寄りの健康面でもかなり効果を出しているのかなというのは、私もびっくりして見ました。だからこの「こまらん隊」の内容については、具体的にはまだよく勉強していませんけども、例えばですよ、この「こまらん隊」の、仮にボランティア活動をした場合ですよ、会員の手当、報酬ちゅうのはどういう仕組みになるわけですか。よかったら答弁をお願いします。

**議長（立石隆教）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（植村敏彦）** よその団体がどういうふうに行っているのかっていうのは承知してないんですけども、小値賀町がもしこの「こまらん隊」を立ち上げてやるとした場合に、安価の値段で、たぶん、作業等を請け負うと思いますので、その分について働いてもらった人に能力給じゃないですけども、そういう形で少しのご苦労というか、ワンコインというか、そういう形で支払っていくんじゃないかなと考えています。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** そうですね、ボランティア的要素が強いというふうに思ったんですけど、そうですね、やっぱりね。だから私が言うシルバー人材センターにおいてはですね、もう少しはっきりした形で、お年寄りが働いた分だけしっかりした収入を得ると。生活を出来るレベルじゃなくてもいいから、タバコを買ったりちょっとした旅行に行けたりするぐらいのお金を貯めて使えるような組織であります。このシルバー人材センターはですね。だから、新上五島町にしても、平戸シルバー人材センターにしてもですね、会員の感想の中に、やはり「ちゃんとした手当を貰うので、それが結構老後の生活に役立っている」というアンケート結果も出ております。だから私がやっぱり思うのは、ボランティアもいいけども、しっかりしたものを立ち上げて、小値賀町も少しサポート

して、小値賀町のお年寄りがしっかり生きがいを持って社会と関わっていく組織をですね、もうこの辺で立ち上げないと、毎年40人ぐらいはもうお年寄りが亡くなっていっております。そういった中で少しでも早く立ち上げてですね、お年寄りが、若い人はもちろんですけども、お年寄りもしっかり小値賀町の町づくりに関わってですね、生きがいを持てるような組織をちゃんと検討して作ってほしいと思うのが、私の希望であります。その辺、町長、もう1度最後に答弁をお願いします。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** 繰り返して恐縮ですけども、民間団体に立ち上げていただきたいと思っております。さっきボランティアの話がありましたけど、これも種類がいろいろあるようでして、そうなるとうかがったら良いのかというような問題も当然、出てきますし、何か事業をやっているところがもう1つ仕事を増やすということが理想ではないかとか、新しいのを立ち上げると人材の確保等もまた大変ですし、慣れた人もいないかもしれない。そういうことで、既設の団体にお願いができればそれが一番いいのかなと思っておりますので、先ほどから言いますように、新年度予算に向けて社協とも、それから担い手公社とも協議を進めるはずでございます。その中で検討させていただきたいと思っております。

**議長（立石隆教）** 横山 議員

**6番（横山弘藏）** 分かりました。とにかく前向きに、小値賀町のこのスピードのある高齢化の中で、行政もスピード感を持ってこういう対策をですね、できないは別にして、やはり真剣に、真摯に話し合っしてほしいと思います。それで、先ほど「こまらん隊」の話で、フォーラムに参加した150名のうちの約22名がこの活動に参加してもいいよという返事をいただいたということですが、これは「ああ、大体こんなもんだな」と私も思いました。新上五島町では約100名の会員に、常に活動するのは30人前後だそうです。これはやっぱり会員になっても、そんな皆が皆、しょっちゅう働けるわけじゃないわけですね。時間も上限があつたり日数も上限があつてですね。とにかく年寄りに優しい作業というか仕事をですね、やるようになっていくようです。そういったことも念頭に置きながら、決して無理なお年寄りの働く場ではなくて、そういったボランティアの要素も含めて軽作業でいいから、とにかく外で働く、そういったお互いに支え合うという、そのような社会をですね、作る上げるつちゅうのは小値賀町の町づくりにとって大変意義のあることだと思いますので、今後ともこの問題についてはしっかり取り組んでほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

**議長（立石隆教）** これで横山弘藏議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 1 時 59 分 —  
— 再 開 午 後 2 時 00 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

**日程第 6、議案第 70 号、職員の再任用に関する条例案を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 70 号、職員の再任用に関する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

公的年金の支給開始年齢が、平成 25 年度以降、60 歳から 65 歳へと段階的な引き上げに伴い、現行の 60 歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生することから、雇用と年金の接続が官民共通の課題となってきました。平成 26 年度の調査でも、全国の 98.5%の町村で再任用条例が整備されているところであり、長崎県内でも一度議会で否決されました壱岐市においても、12 月議会に上程するというのを聞いております。長崎県内で、制定されていない市と町が、小値賀町と壱岐市 2 つだけということについて、かねてより申し上げていますが、働く場所が少ない町にもかかわらず、これまでの例を申し上げますと、退職者の意向調査をしましたが、ほとんどの方が退職を機会に自分の仕事や夢の実現をとという方が多かったのが 1 つと、後進に道を譲ってもらい、若い人に仕事場の提供をとという町民の意向を強く感じておりました。これまで提案を見送っていましたが、近年になりまして退職者の補充も難しい状況になり、このままでは、町政に支障を来すのではと考えるようになっております。

本町のような小規模自治体においては、運用面で難しい面もありますけども、ベテラン職員の退職がここ数年続く中で、マンパワー不足の状況であり、また今後、無年金の期間が延びていくことから制度の導入をしたいと考えて、今回のご提案となりました。

条例の内容をご説明しますと、第 1 条は条例の趣旨、第 2 条は、定年退職者以外の再任用の対象者に関する規定を、第 3 条は、再任用制度が単年度であることから、任期の更新に関する規定を定めております。第 4 条では、任期末が年度末となることを規定する条文でございます。

附則で施行期日を来年平成 29 年 4 月 1 日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田議員

1番(今田光弘) ただいまの提案理由ということで、理由としては理解できたんですが、次に出てくる議案第71号の中で、小値賀町職員の定年等に関する条例の第5条に、再任用の規定というのが既に現在あります。その規定と、今回新しく制定しようとしている条例の違いがちょっと理解しづらいので、その違いをちょっと明確にしてくださいませんか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

従来の定年等に関する条例の中の再任用につきましては、特別に再任用に値する職員、どちらかというの特例として再任用するというイメージでしたけれども、今回、再任用をしなければならないに近い、そういった条例の趣旨がですね、地方公務員法とか国家公務員法でもそうですけども、雇用と年金の接続の関係で無収入期間が長くなる中で、そういうふうな、ある程度再任用やむなしの、一般的に、そういうふうな解釈でございます。

議長(立石隆教) 今田議員

1番(今田光弘) 確かに平成25年の3月29日付けで総務副大臣から通知があって、「早くしろよ」ということだと思うんですが、実際、先ほど町長がおっしゃいましたように、定員というものがあるわけですから、先輩の方が残っているとなかなか若い人の補充がしづらい、将来の年齢構成もやっぱりバランスが悪くなるとか、いろいろ新陳代謝が悪くなる、いろいろ問題があると思うんですが、実際にもし採用した場合、先ほど町長が運用面で問題があるということもあったんですが、例えば管理職で再任用するのか、一般職で再任用するのか、その辺はお考えでしょうか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 再任用のやり方にはいろいろあるかと思いますが、基本的に同じ職務で再任用ということはありません、一般的にですね。通常はもう完全に一事務員として雇うというイメージですし、先ほど言った職員定数の問題につきましては、再任用の雇用の仕方もフルタイムと短時間勤務の採用とございまして、まあ、小さな自治体になるほど短時間勤務という格好で定数外の職員数ということで、定数に影響しないような工夫もされているようでございます。

議長(立石隆教) 今田議員

1番(今田光弘) 実際あちこち見てみますと、フルタイムか短時間かということで、ただ実際、年金が絡んでくると短時間と言っても1週間に通常であれば31時間越えるかどうか、その線引きということで、31時間越えてしまう



と、要は年金が減ってしまう。31 時間越えなければ年金がそこそこもらえるということで、31 時間で抑えるかというところで年金とプラスすると却ってフルタイムより収入が増えると。ちょっとそういう状況では本当に、申し訳ないんですけど、ちょっと公務員の方にすごく優遇したというふうに、イメージとしてはやっぱり取られざるを得ないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 収入がある程度多かったら年金は抑えられますので、両方がもらえるというのは、皆が皆そういうふうには、ちょっと複雑な計算になると思うので詳しくは分からないんですけども、働くよりもかえってその方が余計収入が入るというようなことは、なかなか現実的にはないのかなというふうに思っております。それと、この再任用が 1 年ということで、場合によっては再任用の更新の段階と年金をもらえる時期との関係で、例えば年金をもらいながら再任用ということをするかどうか、それは運用の問題になるかと思うんですけども、その辺は任命権者のほうでいろいろと判断が今後出てくるものだと思います。

**議長（立石隆教）** 今田議員

**1 番（今田光弘）** ちょっと僕は表現が悪かったんですけど、その辺で 31 時間というラインが、あちこちの行政では出てるという状況でした。もう 1 つですが、もし再任用を希望する方がいた場合、先ほど課長の話では、どちらかというと今回は再任用しなければならなくなる、国家公務員のほうはほぼ義務付けられているようですが、町の場合は、義務ではないにしてもほぼ採用しなければならなかった時に、もし仮に、今の方々は優秀な方ばかりなのでそういうことはないと思いますが、どうしようもなく能力が低い方が再任用してほしいと言った時に、断る理由というか、採用するか採用しないかの判断基準がないと、やはりいろいろ問題になってくると思うんですが、その辺、現時点でそこまで考えていないと言われればそこまでなんですが、その辺についてはお考えはありますでしょうか。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 今、議員がおっしゃられるような心配も非常にあるかと思いますが、これは雇用関係ですので、両方が雇用関係で一致しないと、当然、再任用というのも一方的にそういうふうな状況であれば任用しないということもあり得ると思います。それは先ほどから、最近、勤務評定とか人事評価とか、そういったものがありますので、その辺につきましてはそういったものもお断りする要因としてありますので、実際にやっているとところでもそういう話はちょっと聞きますので、まあ実際の運用面ですと、絶対にしなければならないというよりも、そういったことをちゃんと評価して再任用する、し

ないの問題になるかと思えます。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** ちょっと補足しますけど、結局ですね、今まで条例を提案しなかった理由の中にですね、その同じところの職に就くということを考えておられるかもしれませんが、それはもう責任者であれば責任者の職は外した上で採用するという考えでございますので、同じ給料ももちろんもらいませんし、等級の格付けも下がってくると思えます。ということで、今のところ、そういう複雑に心配はしてないところでございます。

**議長（立石隆教）** 今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** おっしゃってることは理解できるんですが、やはり何年か先、まあ何年か先にまた見直せばいいじゃないかということもありますが、再任用が増えた時にどうしてもやはり若い方の補充、新規職員の補充がなかなかできなくなるという懸念がある。むしろ今までどおり、本当に役に立つ人であれば、年金云々の問題はちょっと詳しいことは分かりませんが、嘱託での採用ができないことはないわけで、あえて今この時期、ほかの市町村がほとんど全国的にもこの条例を作っているということで、総務副大臣のほうからも通知が来てるけども、あえて小値賀町としては無理についていかななくてもいいんじゃないかと僕は思うんですが、やはりどうしても作りたいという強い意志なのでしょうか。

**議長（立石隆教）** 町 長

**町長（西 浩三）** これはですね、法律で義務化されたら当然、皆さんがいろいろ言っても通らない話なんですけども、だからそれを分かった上でお尋ねだと思いますけども、この問題はですね、長いこと引っかかってきた問題でもあるんですけども、やっぱり、どう言ったらいいですかね、再任用をしてくださという方が出てきたらある程度考慮しなければいけないということが、まず一番最初の考え方で、この条例を提案したわけでございます。そういうことで、まあ「できる」ということになってますんで、そこの判断は法律が義務付けされてるわけではありませんで、こういう書き方になってると思うんですけども、これが国家公務員法みたいに法律化されたら当然、これも「できる」じゃなくて「せねばならない」というふうになるはずでございます。そういうことで、今のところは「できる」という規定で提案をさせていただいております。その時その時で任命権者がある程度考慮しながら、更新をするかしないかについては判断をすることになるのではないかと思います。

**議長（立石隆教）** 宮 崎 議 員

**7 番（宮崎良保）** ただいまの町長の答弁のとおりですね、マンパワー不足、年金の問題と考慮すればやっぱり賛成せざるを得ないと思えますけれども、この

条文についてですね、ちょっとお伺いをしたいと思います。提案理由の中で、定年退職をした職員を1年任期で最長65歳まで雇用するということを書いてますけども、その職員1年任期を条文の中にどこにも書いていないように思われます。71号にも関連しますけども、71号の場合は2項のところに「その任期を1年を越えない範囲で更新することができる」という、「1年」というのが入っているんですけども、なぜこの再任用に関する条例の中に「1年の雇用」という文言が入っていないのか伺います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） この趣旨のところの上位法律、ちょっと私も定かでないんですけど、地方公務員法の中でうたっている部分があるのかなというふうに感じるんですけども、これはちょっと確認をしてみます。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休憩 午前 2時16分 —  
— 再開 午後 2時16分 —

議長（立石隆教） 再開します。 総務課長

総務課長（中川一也） 今の宮崎議員の質問ですけども、この趣旨のところの第1条の中の地方公務員法を引用している関係で、その中で定義付けされておりますので、本条例の中では明記してないということでありませう。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 上位法律の中では明記されているということなのですが、この条例の中には、やっぱり一番重要な文言ではなかろうかと思うんですけども、ここから、ここに明確に入れたほうがいいのではないかと思うんですけども、まあ今日じゃなくてもいいですから、どこかですね、第3条の任期の更新のところに、ちょっとでも「1年未満とする」というようなことが書かれれば、より具体化するのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（立石隆教） 今はこの条例の審議をしている時ですから、必要であれば、議員の提案で「ここは修正」ということで言うべきで、ちょこつとちょこつとというわけにはいかないんですけど、総務課長、それについては答えられますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） こういった人事の条例というのは、日本全国1,000の地方公共団体が全て同じような条文で同じように大体作るのが通例でして、なかなか町独自のものを作るというのは、ほかの法律とかとの兼ね合いもあつたりとかして非常に難しい面がございます。そういう面では一般的に再任用に関

する条例はほとんどこういう格好で作っておりますので、やっぱり同じような格好で…今度改正の時にですね、独自のものを作っていると、どこを変えればいいのかというのもまた難しい問題になりますので、そこら辺は内部の職員の規定部分がございますので、こういう形にさせていただいておるところでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議 員

5番（浦 英明） 第2条の1号にですね、「25年以上勤続して退職したもの」という書き方がありますが、これは私がちょっと認識不足か分からないんですけども、この内容をちょっと具体的に説明していただけませんか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

定年退職者に準ずる者という取り扱いになっておりますけども、25年以上勤務して定年退職間際というか、25年以上勤続して、処分以外の何らかの理由で退職された方が5年以内にまた役所で仕事をすることが、そういう道が開けているような、そういう内容の条文でございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 例えば職員の採用についてですね、それが何歳までだかは私もちょっと分からないんですけども、それが例えば35歳までであって、それからずっと継続して働いて25年。だからそれが定年60間近になるのかなということで、これは25年と書いているのかなと、こういうふうに私なりに解釈したんですけども、そういうことじゃないんですね。25年以上勤続して、という意味なのかなと思ったものですから、もう1度お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） あくまでも25年以上勤続して、それで定年退職前に辞めた方ですね。だから、60までだったらもう定年ですから、いわゆる定年退職者になるんですけども、25年以上といいますと、18で入って25年だと43になるんですけども、定年退職前5年という約束がありますので、55歳に到達してない人はやめてから5年以上経つわけですね。そういった方は対象になりません。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番（浦 英明） 十分に分かりました。それで、後で出てきますけども、給料表なんかですね、この再任用の職員について、大体どのくらいぐらいを想定しているのか。今現在60歳で例えば30万あるいは35万、40万、いろいろあるかと思っておりますけども、その大体何%ぐらいあるのか、そういったのをお尋ねしたいんですけども。と言いますのがですね、私としては、さっき今田議員もお話したように、以前はそういった定年を再雇用するよりも新しい職員を2

人雇ったほうが、それで十分に金額的に足り得るだろうと。だから辞めていく人はいたし方ないので辞めていただいて、新しい職員をなるべく採用してもらおうと。そうすることによって、やっぱりちょっと町のほうも活性化できると、それで町民感情もそれでいいのかなと、そういうふうに思っておったものですから、私は大体反対でありましたんですけども、最近の状況を鑑みて、町長もよく言うようにマンパワー不足とかいろいろ言うておりますんで、私としてもその状況を指して見れば、いたし方ないのかなという考えに現在変わってきておるわけで、ちょっと長くなりましたけども、その給料体制について、今後どれくらいぐらいを想定しているのか。今現在もらっている給料の大体何割ぐらいに当たるのか、短時間労働もありますし一概に言えないと思いますけども、そこら辺をお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 給与条例のほうでまた金額は出てくるんですけども、本俸でいきまして約 63%ぐらい。期末勤勉手当を入れると、恐らく 5 割ぐらいになると思います。年収で考えればですね。

**議長（立石隆教）** 浦議員

**5 番（浦 英明）** 短時間労働というようなことをさっき説明されたんですけども、そこ辺りがちょっと私はまだのどらないんで、ちょっとお尋ねしますけども、今言った金額については週 5 日制で働いた場合、まあ時間の短縮もありますけども、そういったことと言ってるのかなと思うんですけども、もう一度、すいませんけども、分かるように説明していただけませんか。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 職員と同じ勤務時間、週 5 日勤務がフルタイムという形でございまして、その場合の金額、同じ働き方をした場合の比較でして、短時間勤務につきましては、その半分、例えば週 38 時間 45 分ですかね、1 週間に通常働くんですけども、それが時間の割合でそれを減じていくような形になります。…37 時間 30 分、大体フルタイムだと働くようになるんですけども、それが週に 31 時間であれば 37.5 分の 31 をかけるという格好で、7 割とか 8 割とか、その働き方に応じて金額が落ちていくという状況になります。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

今田議員

1 番（今田光弘） 職員の数が本当に減る状況の中で、再任用を増やすことによって職員の将来の年齢構成のアンバランスや、新陳代謝がやはり悪くなってしまわないかと、現役世代の昇任や昇給が抑制されてしまわないかという危惧がある以上、僕は反対したいと思います。以上です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に原案に賛成者の発言を許します。 横 山 議 員

6 番（横山弘藏） 私はこの職員の再任用に関する条例案について、賛成したいと思います。どういう職場においてもですね、やはり高齢者、こういった定年退職した後の高齢者についても、やはり働きたいのであれば再任用して、もう1度頑張ってもらおうと、そういった意味でも私はいいと思います。またこの条例がですね、絶対に働かんばいかんという強制的なものでもなく、やはり私はもう少し、仮にこの役場で自分の力を発揮したいとか、町民のために頑張りたいという意味があればですね、やはり再任用して頑張ってくださいと。そういった意味において、この条例に対しては私は賛成いたします。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これで討論を終わります。

これから、議案第 70 号、職員の再任用に関する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 70 号、職員の再任用に関する条例（案）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立多数です。

したがって、議案第 70 号、職員の再任用に関する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 71 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 71 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

先ほどの議案 70 号、職員の再任用に関する条例の制定を受けて、定年等に関する条例の中に受け込ませておりました第 5 条の再任用に関する規定を削除する改正でございます。

附則で施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 71 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 71 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、議案第 71 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 8、議案第 72 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町長

**町長（西 浩三）** 議案第 72 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

先ほどの議案 70 号、職員の再任用に関する条例の制定に関連しまして、定年等に関する条例の一部改正で対象条項が削除されたために、関連して対象箇所でもあります、第 2 条第 4 号の中の「又は第 5 条」を削除する改正でございます。

附則で施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 72 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 72 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、議案第 72 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 9、議案第 73 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 73 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

近年の少子高齢化の進展により、育児・介護と仕事との両立を支援することが重要な課題となっており、すでに柔軟な対応ができるようになった民間の動きに倣い、人事院勧告において「育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間改正の勧告」が出されました。地方公務員制度でも、同様の改正をして対応することになっておりまして、具体的には介護休暇の分割取得を可能にすること、



介護時間を新設すること、法律上の親子関係に準ずる関係の子を養育する場合も育児休業の対象とすること等について制度化することとしております。

改正は、平成29年1月1日から施行するものと、平成29年4月1日から施行するものがありまして、大きく改正1条と2条に分けております。

早速、第8条の2第1項の改正は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務や時間外勤務について、養子縁組等の法律上の親子関係にある者についても、対象にするという追加規定でございます。同じく2項に、3歳未満の乳幼児を持つ職員の子育てを担保するために、深夜勤務や時間外勤務に制限をかけることを明記しております。5項では、その他のケース等については、規則に委任する条項を追加しております。

次に第15条は、介護休暇を分割して取得できる規定を設けています。さらに第15条の2は介護時間の新設条項で、1日に2時間以内で取得でき、その分を給与額から調整する、というものでございます。

改正第2条は、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、ページですけれども、再任用制度の導入に伴いまして、「再任用職員の勤務時間等に関する規定」の追加が必要になりますが、再任用の場合は、ライフワークバランスや、新規職員採用との観点から、勤務時間をパートタイムからフルタイムまで柔軟に制度設計されておりますので、パートタイムについては再任用短時間勤務の場合の条件を、条例に加える必要があります。条文でございますけれども、第2条は1週間の勤務時間でございまして、新たに2項に「再任用短時間勤務職員の勤務時間」の規定を差し込むもので、再任用短時間勤務職員の勤務時間は、週15時間30分から31時間まで、日数に換算すれば、2日から4日の間で、任命権者が定めることとなります。

第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りでございます。第1項は、通常の休日以外に出勤しない曜日が休日となること、第2項は、週2日から4日の勤務日を5日間に振り分けて、1日当たりの勤務時間を短くすることができるという規定であります。

第8条の2は、一度改正したものの、児童福祉法の改正に伴う条項ずれが生じるために、改正するものでございます。

第12条は、再任用短時間勤務職員に関する、年次休暇の規定でございます。

附則で施行期日について、改正第1条の部分を平成29年1月1日から、第2条の部分を平成29年4月1日からと定めています。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（立石隆教）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第73号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立多数です。

したがって、議案第73号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

**日程第10、議案第74号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第74号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の提案理由をご説明いたします。

国においては、今年の8月8日に出された国家公務員の給与に関する人事院勧告に対して、10月14日の閣議で完全実施を決定し、地方公務員についても、県人事委員会から同様の勧告が出たところであります。今回の勧告の骨子は、民間の給与が国家公務員を上回る結果となったため、給与及びボーナスの引き上げを行うというものが1つ、扶養手当の改定に関する勧告では、女性の社会進出、就労傾向に伴い、配偶者控除を他の扶養手当の水準に下げるとともに、子育て支援策として子に係る扶養手当を引き上げるのが2つ目の内容となっております。

28年4月1日から新しい給料表を適用しますが、切り替えに伴う経過措置を

設けております。また、今回の条例改正につきましては、人事院勧告にかかる改正のほかに、もう 1 つ再任用制度導入に伴う改正がございまして、再任用職員に関して、給料のほか、所定の任用条件について条項を追加しております。

附則で施行期日を定めていますが、再任用制度に関するものは平成 29 年 4 月 1 日から施行で、給料と期末勤勉手当の見直しについては、平成 28 年 4 月 1 日に遡って適用することとしています。

以上で説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教） 総務課長**

**総務課長（中川一也）** 担当より説明をいたします。新旧対照表のほうが見やすいので、新旧対照表でご説明いたします。

町長の説明にもありましたように、施行日が平成 28 年度から適用する改正と平成 29 年度から適用する改正があるために、1 条と 2 条に分けて改め文を作成しているところがございます。

まず 1 ページ目の人事委員会の勧告に基づく給与、期末勤勉手当の改正に関するもので、第 18 条は勤勉手当でございますが、12 月支給分で調整し、0.1 カ月引き上げるものがございます。

附則の 9 項は、6 級に在籍する職員の上昇率を抑制するための調整率を改定するものであります。

次に別表の改正ですが、新旧の給料表の対比ですが、行政職給料表を見れば、1 級、2 級の若手職員に厚く、月額 1,500 円ほどの改定で、ベテラン職員、例えば 4 級とか 3 級になりますと、月額 400 円程度上がるというふうにスライドした上げ幅になっておりまして、若い職員は上げ幅が大きくて、年配の職員は月額 400 円ほどと、そういうふうな給料表になっております。

続いて改正法 2 条関係は 32 ページからです。第 4 条の第 11 項で、再任用職員に係る給料を規定していますが、各給料表の一番最後の行になるんですけども、7 ページをご覧くださいと分かりますように、行政職給料表の（1）で見れば、再任用の職員以外の職員の、たくさんあるのの下に再任用の職員の行が 1 列できておりますけれども、それぞれ 1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級というふうに、給料表はその人の配置によって変わるわけですけども、こういうふうになっております。

第 4 条の 2、32 ページですけども、フルタイム労働をしない再任用短時間職員の場合の給与の計算方法を規定しておりますが、これは先ほど言いましたように、高齢者というか退職者のライフ・ワークのバランスから、任命権者の都合から再任用での採用というのもございますので、そういった場合に対応した条文になっております。

第 9 条の扶養手当ですけれども、1 項では子と孫を別号にしておりますが、その理由は 3 項のとおり特例はあるのですが、今までは同額だった子に係る 6,000 円の扶養手当が、子であれば 1 万円、孫であれば、その職員の孫にあたれば 6,000 円というふうに分かれるようになります。また、配偶者については、専業主婦などの場合、今までは 1 万 3,000 円だった扶養手当が 6,500 円に半減します。この変更については経過措置が附則で設けられており、扶養手当が減ることになる配偶者の場合、28 年度は 1 万 3,000 円だったものが 29 年度は 1 万円、30 年度から 6,500 円というふうに徐々に下がり、逆に増える方の子に関しては、28 年度 6,500 円が 29 年度 8,000 円、30 年度以降が 1 万円に徐々に移行するようになっています。

第 10 条の通勤手当については、再任用短時間勤務の職員の場合、その勤務割合に応じて減じることを、第 12 条の時間外手当については、一般的な就業時間においては割り増しをしないことを加える改正で、そういう関係で項番号がずれています。

第 15 条は、再任用短時間勤務職員の追加表現、第 17 条、第 18 条は、再任用職員に対する期末手当、勤勉手当の率を定義しております。

附則の 6 項は、条項ずれによるもの、9 項は、給与の高い 6 級以上の特定職員の期末勤勉手当の上げ幅を抑えるための調整率の改正でございます。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議 員

**5 番（浦 英明）** ただいま説明がありましたこの給与に関する条例の一部改正でですね、大体総額どのくらいぐらいになるのかお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 今度の補正予算に計上させていただいておりますけれども、一般会計の職員の平均では 820-30 円ほど給料が上がるような勘定になります。一人頭。給与改定に係る分が約 57 万 8,000 円、期末勤勉の支給率の 0.1 カ月のほうが大きくて、190 万程度でございます。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第74号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、議案第74号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日12月14日は午前10時から会議します。

本日はこれにて散会します。

ご苦労様でした。

— 午 後 2 時 50 分 散 会 —